常滑市モーターボート競走事業
地方公営企業法適用基本方針

トコタン

平成 27 年 3 月

常滑市競艇事業部

ー　目　次　ー

地方公営企業法適用基本方針の策定にあたって……4

第１章　法適用の背景……5
1．法適用に関する国の動向……5
（1）総務省における研究会報告書（その１）……5
（2）総務省における研究会報告書（その２）……5
（3）地方公営企業の会計制度の見直し……5
2．KYOTEI・ルネッサンスプランによる提言……6
3．ボートレースとこなめ第４次経営合理化計画の主要施策……6

第２章　法適用の目的……7
1．モーターボート競走事業の役割……7
（1）モーターボート競走法……7
（2）モーターボート競走事業の役割……7
2．法適用の目的……7
（1）現行会計方式の課題……7
（2）第４次経営合理化計画に掲げた法適用の実施……8
（3）法適用の目的……8

第３章　法適用の範囲……9
1．法適用の範囲……9
（1）法規定の概要と適用範囲……9
（2）常滑市が経営する地方公営企業の法適用状況……9
2．全部適用と一部適用の比較……10
3．モーターボート競走事業施行者における法適用の状況……11

第４章　財務規定等の適用（一部適用）の効果……12
1．公営企業会計方式の採用……12
2．公営企業会計方式の特徴……12
（1）「現金主義会計」ではなく「発生主義会計」の採用……12
（2）「単式簿記」ではなく「複式簿記」による経理……13
（3）「期間損益計算（費用配分）」という観念……13
（4）「損益取引（収益的収支）」と「資本取引（資本的収支）」に区分……14
（5）企業会計で作成する財務諸表（その１）「貸借対照表」……15
（6）企業会計で作成する財務諸表（その２）「損益計算書」……16
（7）企業会計で作成する財務諸表（その３）「キャッシュ・フロー計算書」……17
（8）固定資産台帳の整備……18
（9）「出納整理期間」という観念がない……18
（10）「引当金」の計上が義務化……18
（11）出納事務手続きの効率化……19
（12）官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較……20

3．毎月末日の計理状況報告が必要 21
4．予算超過支出（弾力条項の適用）が可能 21
5．経営分析を活用した経営計画の策定が可能 21
6．客観的資料に基づく情報開示（市民・議会に対する説明責任の履行） 22
7．他のモーターボート競走事業施行者との経営状況の比較が可能 22
8．経営分析指標 23
9．地方自治法の適用除外 25
（1）重要な資産の取得・処分手続きにおける経済性発揮 25
（2）請負契約手続きにおける経済性発揮 25
（3）損害賠償額の決定手続きにおける自主性発揮 25

第５章　全部適用の効果 26
1．経営責任の明確化 26
（1）事業管理者の設置 26
（2）事業管理者の地位 26
（3）事業管理者の業務（法９条） 27
（4）事業管理者の業務（法９条以外） 27
（5）事業管理者設置による経営責任の明確化 28
（6）モーターボート競走事業施行者における事業管理者の設置状況 28
2．企業経営の弾力化 29
（1）経営の自律性の確保 29
（2）意思決定の迅速化による機動性発揮 30
（3）職員の経営意識の醸成 30
3．専門職員による安定的な経営 31
4．地方公務員法の適用及び適用除外 32
（1）企業職員に適用される地方公務員法の主な規定 32
（2）企業職員の給与規定 33
（3）企業職員の労働関係・服務規定 34
（4）企業職員の地方公務員法の適用除外一覧 35

第６章　常滑市モーターボート競走事業における法適用の基本方針 36
1．法適用の基本方針 36
（1）法適用の範囲 36
（2）法の適用日 36
（3）事業管理者 36
（4）事業管理者の選任基準 36
2．法適用に必要な準備業務 37
3．法適用までの移行スケジュール 39
4．法適用に必要な例規整備 40
（1）制定が必要な例規（案） 40
（2）廃止または改正が必要な例規（案） 43

第７章　法適用後の課題 44

【　表一覧　】

表 1-1　モーターボート競走事業に関する法適用の動き……6
表 3-1　法規定の概要と適用範囲……9
表 3-2　常滑市が経営する地方公営企業の法適用状況……9
表 3-3　全部適用と一部適用の比較……10
表 3-4　モーターボート競走事業における法適用状況……11
表 4-1　現金主義会計と発生主義会計の経理比較……12
表 4-2　期間損益計算（費用配分）……13
表 4-3　官公庁会計予算と公営企業会計予算の比較……14
表 4-4　貸借対照表（B/S　Balance Sheet）……15
表 4-5　損益計算書（P/L　Profit and Loss Statement）……16
表 4-6　キャッシュ・フロー計算書（C/F　Cash Flow Statement）……17
表 4-7　官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較……20
表 4-8　経営分析指標……23
表 5-1　市長に留保される事項……26
表 5-2　事業管理者の業務（法９条）……27
表 5-3　事業管理者の業務（法９条以外）……27
表 5-4　モーターボート競走事業施行者における事業管理者の設置状況……28
表 5-5　常滑市モーターボート競走事業の新組織体制図（案）……29
表 5-6　企業職員に適用される地方公務員法の主な規定……32
表 5-7　企業職員と一般行政職員との給与規定の比較……33
表 5-8　企業職員と一般行政職員との労働関係・服務規定の比較……34
表 5-9　企業職員の地方公務員法の適用除外一覧……35
表 6-1　常滑市モーターボート競走事業における法適用の基本方針……36
表 6-2　法適用の準備業務……37
表 6-3　法適用までの移行スケジュール……39
表 6-4　制定が必要な例規（案）……40
表 6-5　制定が必要な例規（案）に関する法令……42
表 6-6　廃止または改正が必要な例規（案）……43

― 地方公営企業法適用基本方針の策定にあたって ―

地方公営企業法（以下「法」という。）とは、地方公共団体の経営する企業（地方公営企業）の組織、財務、身分を規定する法であり、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特例法として制定されたものです（法６条）。

地方公共団体が経営する水道事業、工業用水道事業、交通事業（軌道事業・自動車運送事業・鉄道事業）、電気事業及びガス事業については、当然に法の全部が適用されています（法２条１項）。

また、地方公共団体が経営する病院事業については、法の財務規定等が当然に適用されており、条例の定めるところにより、法の全部を適用することができます（法２条２項、法施行令１条１項）。

さらに、地方公共団体は、病院事業以外の事業で、「主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもの」については、条例の定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を適用することができるとされています（法２条３項、法施行令１条２項）。

常滑市では、平成 25 年 12 月に策定した「**ボートレースとこなめ第４次経営合理化計画　平成 26～27 年度**」（以下「第４次経営合理化計画」という。）の中で、「収益重視型の経営に体質改善」を図るための主要施策の一つとして、「公営企業会計の導入」を掲げ、法の適用（以下「法適用」という。）を目指しています。

今般、この法適用を実現するために「**常滑市モーターボート競走事業　法適用基本方針**」を策定しました。

この基本方針は、常滑市モーターボート競走事業が、将来に渡って安定的に事業運営するための手段として、“法適用を実施”した場合の効果を明らかにし、そのうえで、常滑市モーターボート競走事業が目指すべき法適用の方向性について定めたものです。

平成 27 年３月

第１章　法適用の背景

1.　法適用に関する国の動向

(1) 総務省における研究会報告書（その 1）

総務省が地方公営企業会計制度の今後のあり方等について検討した「地方公営企業会計制度等研究会」の報告書（平成 21 年 12 月）の中で、「地方公共団体は、ストック情報を含む財務状況の開示拡大、経済性を発揮した事業の実施等の観点から、**財務規定等の任意適用について、積極的に検討すべきである。また、財務適用にとどまらず、法の全部適用についても併せて検討すべきである。**」との研究結果が示されました。

(2) 総務省における研究会報告書（その 2）

さらに、平成 26 年 3 月には、総務省の「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書において、「地方公共団体が提供する住民サービスを将来に渡って継続するため、経営状況を踏まえて的確な経営改善や経営判断を行い、より機動的で柔軟な経営を行うことにより、地域を挙げて地方公営企業の経営の質と効率性を向上させることが期待されることから、**基本的にすべての事業に対して法の財務規定等を適用する必要性が認められる。**」と一歩踏み込んだ提言がされました。

(3) 地方公営企業の会計制度の見直し

地方公営企業の会計制度は、昭和 41 年以降大きな改正がされていませんでしたが、この度 **46 年ぶりに法の抜本的な見直しがされ、平成 26 年度の予算決算から適用（平成 24 年 2 月 1 日施行）**されることとなりました。

これは、地方公営企業が更なる経済性の発揮を実現するために、現行の民間の企業会計原則の考え方を公営企業会計制度に、最大限取り入れるべきとの判断から見直しされたものです。

この背景には、今後の人口減少社会到来があり、事業拡張時期から維持管理、縮小時期に適切に順応していくためには、経営判断に必要な損益感覚を磨き、資産・負債を的確に把握する必要性が高まっていることが考えられます。

2. KYOTEI･ルネッサンスプランによる提言

一方、ボートレース業界においては、以前から法適用実施について検討をしていました。公営競技関係法人の見直しの一環として、平成 17 年末に閣議決定された「行政改革の重要方針」を受けて、「モーターボート競走事業活性化検討委員会（座長：杉山雅洋早稲田大学商学学術院教授)」において、モーターボート競走事業のあるべき姿を「KYOTEI・ルネッサンスプラン（平成 18 年 7 月)」に纏めています。

「KYOTEI・ルネッサンスプラン」では、収益事業の実施にふさわしい組織体制・経営手法の導入として、**モーターボート競走事業施行者の地方公営企業化**を提言しています。

3. ボートレースとこなめ第4次経営合理化計画の主要施策

こうした国の動向、KYOTEI・ルネッサンスプランによる提言を踏まえると、常滑市モーターボート競走事業においても早期に法適用を実現することは例外ではなく、喫緊の課題といえます。

そこで、前述のとおり「第 4 次経営合理化計画」において、**主要施策の一つとして**、「収益重視型の経営に体質改善」を目指すために「**公営企業会計の導入**」を明確に掲げました。

「公営企業会計の導入」により、**事業年度の経営成績、資産保有状況及び債務残高などの現状を正確に把握**できるだけでなく、**財務状況の透明性を高め、経営実態をわかりやすく説明**することが可能となります。

常滑市モーターボート競走事業は、**“収益事業”でありながら今まで公営企業会計の考え方を取り入れることなく事業運営を行ってきました。**しかし、この第 4 次経営合理化計画によって、法適用を実施するという目標を明確なものとすることができました。

第 4 次経営合理化計画では、平成 26 年度から本格的に法適用の準備を開始し、早期実現を目指すこととしています。

表 1-1　モーターボート競走事業に関する法適用の動き

年月	法適用の動き
❶平成 18 年 7 月	KYOTEI・ルネッサンスプランの提言
❷平成 21 年 12 月	地方公営企業会計制度等研究会報告書
❸平成 22 年 6 月	第 3 次常滑競艇経営合理化計画策定（平成 22～24 年度）
❹平成 24 年 2 月	地方公営企業法会計基準の見直し
❺平成 25 年 12 月	第 4 次経営合理化計画策定（平成 26～27 年度）
❻平成 26 年 3 月	地方公営企業法の適用に関する研究会報告書

第２章　法適用の目的

1.　モーターボート競走事業の役割

(1) モーターボート競走法

モーターボート競走法１条は、モーターボート競走を**「地方財政の改善を図るために行う」**と規定し、また同法 31 条は、モーターボート競走事業収益の使途について「施行者※**は、その行う競走の収益をもって、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。**」と規定しています。

※施行者…レースを主催している地方自治体

(2) モーターボート競走事業の役割

施行者としてのモーターボート競走事業の役割は、**“市への繰出金”**により市の財政に貢献し、究極的には、「**市民サービスの向上に資する**」ことです。

モーターボート競走事業は、初開催（昭和 28 年 7 月 10 日）以来、**常滑市への繰出金総額は 1,120 億円余**（単年度の繰出金最高額：昭和 55 年度に 56 億円余）と市の財政に大きく寄与してきました。

しかしながら、長引く景気の低迷やレジャーの多様化などを背景に、年間総売上金額は、ＳＧ笹川賞を開催した平成９年度の 795 億円余をピークに年々減少しています。

こうした売上減少傾向にある状況下においても、モーターボート競走事業は、将来に渡って**安定的かつ継続的に**市へ繰り出しをする責務があります。

今後は、限られた売上・資源の中でも、効果的かつ効率的に収益を生み出す策を考え、本来の役割を果たしていかなければなりません。

2.　法適用の目的

(1) 現行会計方式の課題

“市への繰出金”を確実なものとするためには、第４次経営合理化計画にあるとおり、「収益重視型の経営に体質改善」を図ることで、経営基盤を強化し、将来に渡り持続可能な事業を展開することが必須です。

そのためには、常に**経営成績（フロー情報）及び財政状態（ストック情報）を正確に把握・分析できるように数値化**し、様々な指標に基づいて将来を予測し、効果的で効率的な経営を目指すことが肝要です。

現在の常滑市モーターボート競走事業においては、**現金収入と現金支出のみを記録する経理方式（いわゆる「官公庁会計方式」）を採用**しているが故、「現金収支」に基づく財務数値を参考に経営分析・経営計画の策定を行い、事業運営を行っています。

短期計画の策定であれば、「現金収支」は有効なデータではありますが、中長期計画の策定においては、事業の経営成績の予測、固定資産等の投資に関する試算なども加えて精度を高めた方が、より経営実態を反映した計画策定ができます。

また、官公庁会計方式では、**期間損益計算**※（**費用配分**）を行いませんので、事業年度における工事費をすべて当該年度での費用として処理するために、多額な工事を行った年度は極端に利益が減ることになります。そのため、経営成績を事業年度ごとに比較するには不向きであると考えられます。

したがって、事業全体の資産状況を把握し、より長期に渡る事業活動を総合的な視点からマネジメントするには、現行の官公庁会計方式では限界があるといえます。

※第４章 2(3)「期間損益計算（費用配分）という観念」参照

(2) 第４次経営合理化計画に掲げた法適用の実施

そこで、第４次経営合理化計画に掲げた「公営企業会計の導入」により、現金収支をベースとした分析に加え、経営成績及び財政状態を明らかにした**財務諸表**※1 等による分析ができるようになります。これによって、現金収支では表現できなかった**経営分析指標**※2 を利用した経営シミュレーションが可能となり、より精緻な経営分析に基づいた的確な経営戦略を策定することが可能となります。

この「公営企業会計の導入」は、効率的な経営を目指すための第一歩であり、できるだけ早期に実現することが必要といえます。

さらに、第４次経営合理化計画では、より効率的・効果的な事業運営を進めていくため、「**事業管理者の設置**」による経営責任の明確化や柔軟性と機動性を備えた効率的な企業経営体に向けて、「**法の全部適用**」についても視野に入れ、前向きに検討していくことを掲げています。

この**「法の全部適用」は、「公営企業会計の導入」のみならず、市長部局から独立した組織を構築すること**で、企業経営に専念する環境を整えるものです。その結果、安定的かつ効率的な経営を実現し、長きに渡ってモーターボート競走事業を継続し、市の財政に貢献していくことを目指すものです。

※1　公営企業会計で作成される財務諸表のうち、**損益計算書**（P/L）は**経営成績**を表し、**貸借対照表**（B/S）は**財政状態**を表します（法 30 条７項、法施行令９条１項）。表 4-4、表 4-5 参照

※2　**経営分析指標**とは、財務諸表の様々な数値を計算することにより算出されるもので、経営の健全度の把握や将来の経営戦略・経営計画の策定に役立てることができます。表 4-8 参照

(3) 法適用の目的

法３条には、**経営の基本原則**を掲げ「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である**公共の福祉を増進する**ように運営されなければならない。」と規定しています。

この経営の基本原則における「公共の福祉を増進する」ことは、“市への繰出金”を責務とするモーターボート競走事業が、「**市民サービスの向上に資する**」ことと合致するものと考えられます。

第 3 章　法適用の範囲

1.　法適用の範囲

モーターボート競走事業は、**条例の定めるところにより、法の適用の一部または全部を適用することができる「任意適用事業」**です（法 2 条 3 項、法施行令 1 条 2 項）。

(1) 法規定の概要と適用範囲

法の規定を大きく分けると、表 3-1 のとおり、❶❷❸に分類することができます。

法適用を実施する場合は、**一部適用**または**全部適用**のいずれかを選択することとなります。

一部適用とは、「財務規定等」を適用することであり、**全部適用とは、「財務規定等」のみならず組織規定及び職員の身分取扱等、法の規定のすべてを適用**することです。

「財務規定等」の「等」とは、表 3-3「全部適用と一部適用の比較」の「法適用条項」のとおり、財務規定（公営企業会計方式の採用）の他に、総則規定、雑則規定及び附則規定が含まれることを意味しています（法 2 条 2 項）。

表 3-1　法規定の概要と適用範囲

法の規定	概　要	一部適用	全部適用
❶財務規定	公営企業会計方式の採用 （法 17～35 条）	●	●
❷組織規定	管理者の原則設置、組織の設置 （法 7～16 条）	×	●
❸職員の身分取扱	地方公務員法等の一部を適用除外 （法 36～39 条）	×	●

（●：適用　×：非適用）

(2) 常滑市が経営する地方公営企業の法適用状況

表 3-2 のとおり、常滑市水道事業は、法 2 条 1 項 1 号の規定により、法の全部が当然に適用されています。水道事業管理者については、法 7 条ただし書及び法施行令 8 条の 2　1 号の規定により、設置しないこととしています。

また、常滑市病院事業は、法 2 条 2 項の規定により財務適用等が当然に適用され、一部適用でしたが、法 2 条 3 項及び法施行令 1 条 1 項の規定により、平成 25 年 4 月 1 日に法の全部を適用し、病院事業管理者を設置しています。

表 3-2　常滑市が経営する地方公営企業の法適用状況

地方公営企業	法適用の範囲	管理者
❶常滑市水道事業	全部適用	非設置
❷常滑市病院事業	全部適用	設　置

2.　全部適用と一部適用の比較

全部適用及び一部適用を項目別にさらに細かく比較すると、表 3-3 のとおりです。

表 3-3　全部適用と一部適用の比較

項目		全部適用	一部適用
法適用条項		法の全部を適用 ❶総則規定（法 1 条～ 6 条） ❷組織規定（法 7 条～16 条） ❸財務規定（法 17 条～35 条） ❹職員の身分取扱（法 36 条～39 条） ❺雑則規定（法 40 条～42 条） ❻附則規定	財務規定等を適用 ❶総則規定（法 3 条～6 条） ❷財務規定（法 17 条～35 条） ❸雑則規定（法 40 条～41 条） ❹資産の再評価（附則 2 項） ❺政令への委任（附則 3 項）
組織	管理者	❶原則設置（法 7 条） ❷設置しない場合の権限は市長（法 8 条 2 項） ❸市長が任命（法 7 条の 2　1 項）	管理者権限は市長（法 34 条の 2）
組織	組織の設　置	❶条例で必要な組織の設置（法 14 条） ❷管理者事務を企業職員に補助執行させることができる（法 15 条） ❸企業管理規程の制定（法 10 条）	
職員身分 ※1	身　分	地方公務員	
職員身分 ※1	適用する法律	❶地方公務員法（一部適用除外） ❷地方公営企業法 ❸地方公営企業等の労働関係に関する法律（法 36 条） ❹労働組合法（一部適用除外） ❺労働関係調整法（一部適用除外）	地方公務員法
職員身分 ※1	職員の任　免	❶管理者が任免（法 15 条） ❷主要職員は市長の同意（法 15 条）	市長が任免 （地方自治法 172 条 2 項、地方公務員法 6 条）
財務	会計方式	公営企業会計方式	
財務	出納事務	❶管理者（法 27 条） ❷企業出納員、現金取扱員（法 28 条） （管理者が企業職員のうちから任命）	❶市長（法 27 条、34 条の 2） ❷企業出納員、現金取扱員（法 28 条） ❸会計管理者（法 34 条の 2　※3）
財務	計理報告	管理者は、毎月末日をもって企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月 20 日までに市長に提出（法 31 条）。	
雑則 ※2	請負契約	1 億 5,000 万円以上の工事または製造の請負契約の締結においても、議会の個別議決が不要（法 40 条 1 項）。	
雑則 ※2	資産の取得等	重要な資産の取得・管理・処分は、議会の個別議決が不要（法 40 条 1 項）。ただし、2,000 万円以上の資産（土地は 2,000 万円以上かつ 5,000 ㎡以上）は予算で一括議決が必要（法 9 条 7 号、33 条 1 項、2 項、40 条 1 項、法施行令 17 条 1 項 12 号、26 条の 3）。	
雑則 ※2	損害賠償額の決定	条例で定めるものを除き、地方公営企業の経営判断により損害賠償額を決定することができ、個別議決は不要（法 40 条 2 項）。	

※1　第 5 章 4「地方公務員法の適用及び適用除外」参照、※2　第 4 章 9「地方自治法の適用除外」参照
※3　条例で定めるところにより、出納事務の全部または一部を会計管理者に行わせることができる。

3. モーターボート競走事業施行者における法適用の状況

表 3-4　モーターボート競走事業における法適用状況

法適用の範囲	施行者名	適用年月日
全部適用	浜名湖競艇企業団	S42.1.1
	鳴門市	H17.4.1
	大村市	H18.4.1
	芦屋町	H22.4.1
	唐津市	H25.4.1
	箕面市	H26.4.1
	伊丹市	H26.4.1
	下関市	H26.4.1
	丸亀市	H26.7.1
一部適用	宮島組合	S42.1.1
	倉敷市	S42.2.1
	松茂組合	S45.4.1
	周南市	H21.4.1
	蒲郡市	H26.4.1

表 3-4 のとおり、平成 26 年 7 月現在、の法適用状況は、全 36 施行者中、**9 施行者が全部適用**し、**5 施行者が一部適用**しています。

平成 27 年度以降については、6 施行者程、法適用（一部適用から全部適用への切り替えも含む。）を予定しています。

また、全部適用した施行者のうち、唐津市、箕面市及び伊丹市に至っては、一部適用を経ずに当初から全部適用しています。

表 3-4 のとおり、平成 17 年度以降に全部適用した施行者や、一部適用から全部適用に切り替えた施行者があり、今後は、全部適用する施行者が増える傾向にあることがわかります。この背景には、**ボートレース業界全体として全部適用を推進**していることが挙げられます。

第 4 章　財務規定等の適用（一部適用）の効果

1.　公営企業会計方式の採用

法適用を実施することにより、法の財務規定（法 17 条～35 条）が適用されるので、現行の「官公庁会計方式」から「公営企業会計方式」へ変更されることとなります。

「公営企業会計方式」を採用することで、さまざまな経済活動に基づく結果が明確に記録され、財務諸表等に反映されることになります。

2.　公営企業会計方式の特徴

(1)「現金主義会計」ではなく「発生主義会計」の採用

官公庁会計方式では、**現金の収入及び支出の事実**に基づいて経理される「**現金主義会計**」を採用しています（地方自治法施行令 142 条、143 条）。

公営企業会計方式では、現金の収支の有無に関わらず、**経済活動の発生という事実**に基づき、その発生の都度記録する「**発生主義会計**」を採用しています。

例えば、表 4-1 のとおり、消耗品を購入した場合、官公庁会計では「現金を支払った時点（5 月 20 日）」で記録されます。しかし、公営企業会計では、現金の支出がなくとも、その「債務が確定した時点」、すなわち「消耗品を納品し、検収した時点（4 月 30 日）」において費用計上（未払金を計上）されることになります。

この「発生主義会計」を採用することにより、**現金の収支に表れない経済活動を記録**することができます（法 20 条 1 項）。

表 4-1　現金主義会計と発生主義会計の経理比較

事実経過	4 月 25 日	10,800 円の消耗品発注
	4 月 30 日	納品・検収（取引完了、債務確定）……発生主義の記帳
	5 月 20 日	支払決済（現金減少）……発生主義の記帳・現金主義の記帳

現金主義

❶　5 月 20 日　支払決済（現金減少）

（歳出予算）	消耗品費	10,800 円（増加）

← 単式簿記

発生主義

❶　4 月 30 日　納品・検収（取引完了、債務確定）、未払金増加

（支出予算）	消耗品費	10,800 円（増加）			
（借方科目）	消耗品費	10,000 円（増加）	（貸方科目）	未払金	10,800 円（増加）
	仮払消費税	800 円（増加）			

↑ 複式簿記 ↑

❷　5 月 20 日　支払決済（現金減少）、未払金減少

（借方科目）	未払金	10,800 円（減少）	（貸方科目）	現　金	10,800 円（減少）

ボートレースとこなめ

(2)「単式簿記」ではなく「複式簿記」による経理

官公庁会計方式では、1 つの取引を現金の増減のみに着目して記録する「単式簿記」を採用しています。

公営企業会計方式では、1 つの取引を原因の側面と結果の側面の両面から捉えて記録する「**複式簿記**」を採用しています（法施行令 9 条 2 項）。

複式簿記の記帳例については、表 4-1 のとおりです。

(3)「期間損益計算（費用配分）」という観念

官公庁会計方式では、現金主義会計であるため、年度内の現金支出はすべて当年度の費用として計算されます。

しかし、公営企業会計方式では、「**期間損益計算**」という考え方を採用しており、現金の支出があっても、それをすべて支出した年度の費用とはみなされません。

期間損益計算とは、「**その年度の収益獲得に役立った費用を当該年度の費用とし、翌年度以降の収益に貢献する費用は資産として繰り延べる。**」という考え方です。

例えば、建設改良費は、ある年度において一括現金支出しても、固定資産の取得による効果（固定資産を使用する期間）は翌年度以降にも及びます。したがって、**固定資産の取得価額を耐用年数に応じて、毎年度末に均等に減価償却費として費用化**します。減価償却した分、固定資産の帳簿価額は年々下がっていきます。

年度の費用を平準化することにより、当年度利益を正確に把握することができるため、**年度間の損益を比較することが可能**となります。

期間損益計算を図にすると、表 4-2 のとおりです。平成 26 年度に取得した固定資産の取得価額を減価償却費として、平成 27 年度から平成 31 年度に費用配分しています。

表 4-2　期間損益計算（費用配分）

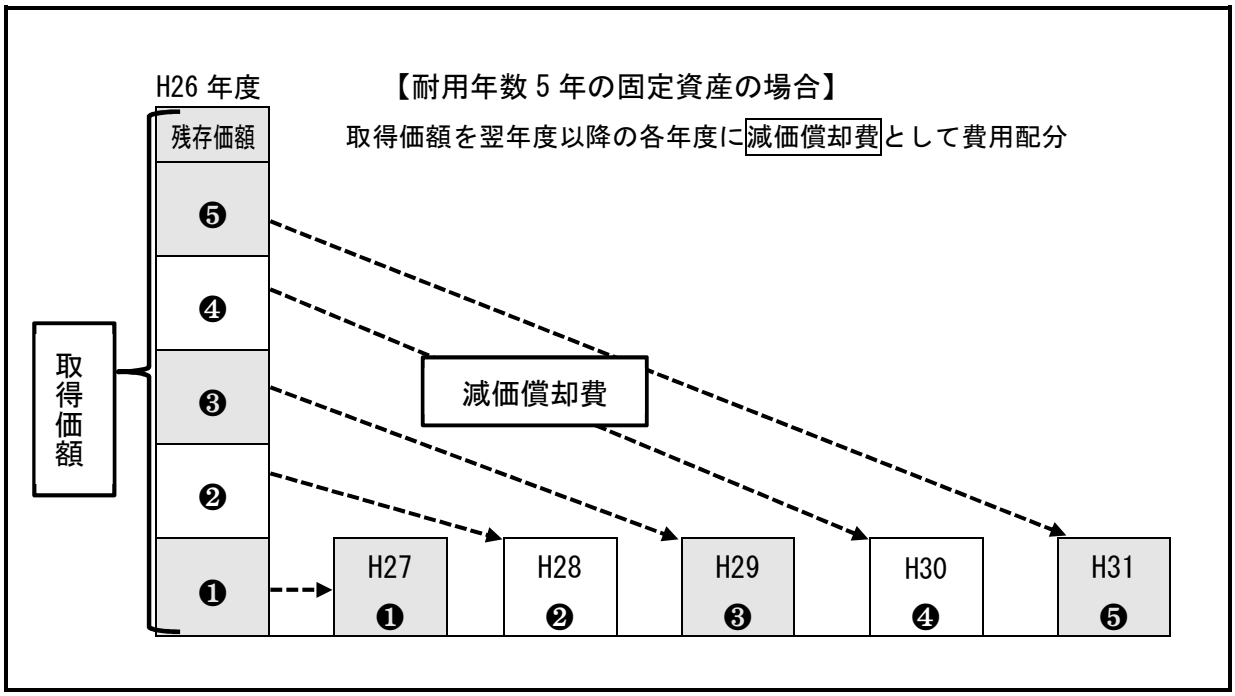

(4)「損益取引（収益的収支）」と「資本取引（資本的収支）」に区分

官公庁会計方式では、年度内における一切の現金収入を歳入、一切の現金支出を歳出として歳入から歳出をマイナスして「歳入歳出差引額」を計算します。

公営企業会計方式では、地方公営企業の事業年度内の期間損益計算を明らかにするために、当年度損益に関する「**損益取引**」に基づくものと、事業運営するために投下資本の増減に関する「**資本取引**」とに区分されています（法施行令 9 条 3 項）。

さらに、公営企業会計予算においても、「損益取引」に係る「**収益的収支（3 条予算）**」と「資本取引」に係る「**資本的収支（4 条予算）**」の 2 本立てとなっています。※

収益的収入では営業収益である舟券発売金等、**収益的支出**では払戻金、人件費、広告宣伝費、減価償却費等が該当します。すべて当年度の損益計算書に反映される取引です。「損益取引」の収支額がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と判断することとなります。

資本的収入では企業債収入等、**資本的支出**では企業債償還金、固定資産取得のために行う工事費、固定資産購入費等が該当します。資本的収支は、当年度の現金に増減があるものの、収益的収支と明確に区分されているため、当年度の損益計算書に影響を与えません。4 条予算で取得した固定資産の取得価額は、翌年度以降に減価償却費として費用配分され、翌年度以降の損益計算書に反映されることとなります。

また、資本的収支の現金不足額は、収益的収支における減価償却費等（現金支出を伴わない支出）から補填されます。なお、予算書、決算書には補填財源の内訳を明記します。

表 4-3　官公庁会計予算と公営企業会計予算の比較

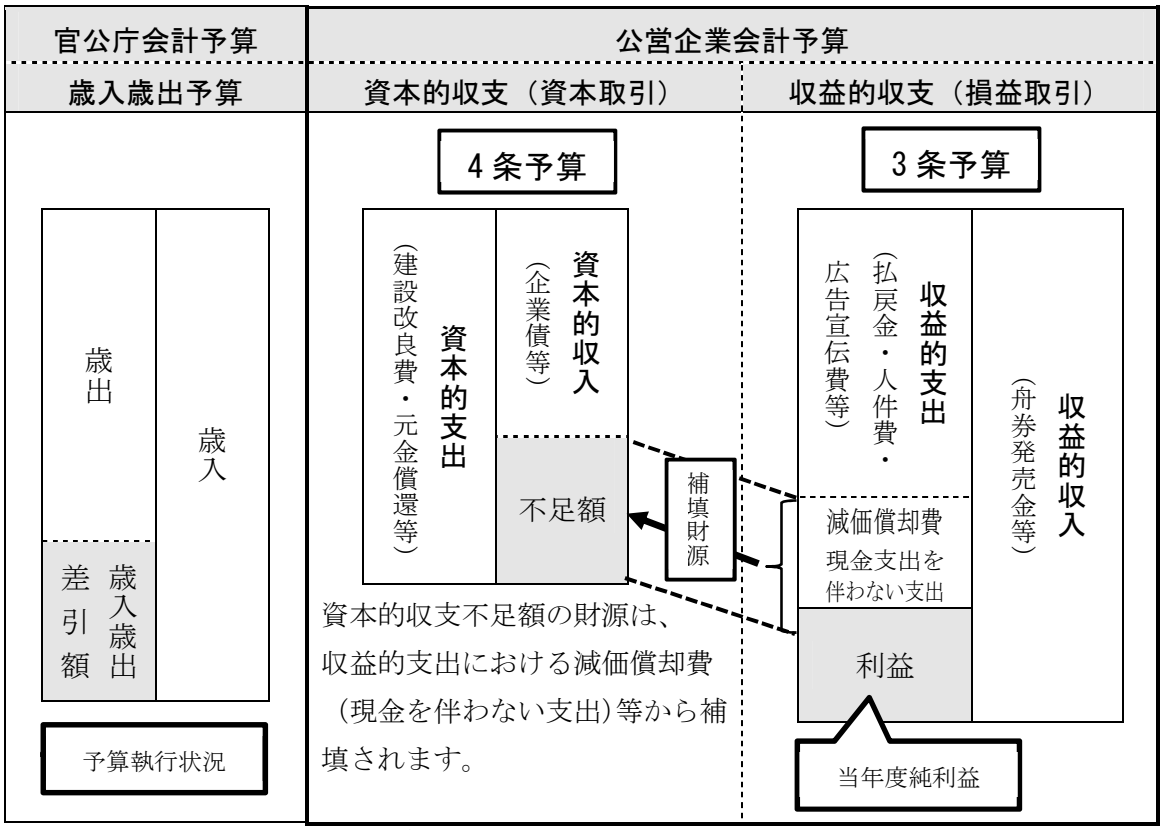

※モーターボート競走事業会計予算の議案に記載されている 3 条、4 条を指します。法施行規則 45 条（別記第一号）参照

(5) 企業会計で作成する財務諸表（その 1）「貸借対照表」

官公庁会計方式には、資産、負債及び資本という観念はありませんが、公営企業会計方式では、地方公営企業の財政状態を明らかにするため、**事業年度末日**に保有するすべての資産、負債及び資本を**貸借対照表**上で管理します。

「**負債・資本**」とは、地方公営企業が経営活動するために、**資金をどのように調達したか**（例えば、企業債、資本金等）を表示しています。また、「**資産**」とは、**調達した資金の運用形態**（例えば、土地、建物、機械、備品、現金等）を表示するものです。したがって、**資産合計＝負債資本合計**となっています。

貸借対照表の例を示すと、表 4-4 のとおりです（法 30 条 7 項）。

表 4-4　貸借対照表（B/S Balance Sheet）

平成 26 年度 常滑市モーターボート競走事業 貸借対照表（平成 27 年 3 月 31 日）

資金の運用・使い道　【資産】				資金の調達　【負債＋資本】		
（資　産　の　部）				（負　債　の　部）		
1　固定資産				3　固定負債		
(1)有形固定資産				(1)企　業　債	××	
イ 土　　地		××		(2)長期リース債務	××	
ロ 建　　物	××			(3)引　当　金	××	
減価償却累計額	△××	××		固定負債合計		××
ハ 構 築 物	××					
減価償却累計額	△××	××		4　流動負債		
ニ 機械及び装置	××			(1)短期リース債務	××	
減価償却累計額	△××	××		(2)未　払　金	××	
ホ 車両運搬具	××			(3)引　当　金	××	
減価償却累計額	△××	××		流動負債合計		××
ヘ 工具器具備品	××					
減価償却累計額	△××	××		5　繰延収益		
ト リース資産	××			(1)長期前受金	××	
減価償却累計額	△××	××		(2)収益化累計額	△××	
有形固定資産合計			××	繰延収益合計		××
(2)無形固定資産				負 債 合 計		××
イ ソフトウェア		××				
無形固定資産合計			××	（資 本 の 部）		
(3)投資その他の資産				6　資 本 金		××
イ 基　　金		××		7　剰 余 金		
投資その他の資産合計			××	(1)資本剰余金	××	
固定資産合計			××	(2)利益剰余金（欠損金）		
				イ 当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）	××	
2　流動資産				利益剰余金合計（欠損金合計）	××	
(1)現金預金			××	剰 余 金 合 計		××
(2)未 収 金			××	資　本　合　計		××
流動資産合計			××			
資 産 合 計			**××**	**負債資本合計**		**××**

※1　7 剰余金「当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）」は、損益計算書上の「当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）」と一致します。

※2　2 流動資産の「現金預金」は、キャッシュ・フロー計算書の「資金期末残高」と一致します。

(6) 企業会計で作成する財務諸表（その 2）「損益計算書」

損益計算書は、事業年度における**地方公営企業の経営成績**を明らかにするために、**その期間中**に得たすべての**収益（売上等）**と、これに対応するすべての**費用**を記録し、利益（損失）を計算した報告書です。「当年度純利益（当年度純損失）」の欄に利益（損失）が記載されます。

損益計算書の例を示すと、表 4-5 のとおりです（法 30 条 7 項）。

表 4-5　損益計算書（P/L Profit and Loss Statement）

平成 26 年度　常滑市モーターボート競走事業　損益計算書
（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

1. 営　業　収　益			
(1)開催収益	××××	××××	
2. 営　業　費　用			
(1)開催費	××××		
(2)総係費	××××		
(3)減価償却費	××××		
(4)資産減耗費	××××	××××	
営業利益（営業損失）			**××××**
3. 営 業 外 収 益			
(1)使用料	××××		
(2)長期前受金戻入	××××		
(3)雑収益	××××	××××	
4. 営 業 外 費 用			
(1)雑支出	××××	××××	××××
経常利益（経常損失）			**××××**
5. 特　別　利　益			
(1)固定資産売却益	××××	××××	
6. 特　別　損　失			
(1)固定資産売却損	××××	××××	××××
当年度純利益（当年度純損失）			**××××**
前年度繰越利益剰余金　（前年度繰越欠損金）			××××
当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）			××××

※「当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）」は、貸借対照表上の「当年度未処分利益剰余金（当年度未処理欠損金）」と一致します。

(7) 企業会計で作成する財務諸表（その 3）「キャッシュ・フロー計算書」

キャッシュ・フロー計算書は、事業年度における資金の増減状況を、業務活動、投資活動及び財務活動別に表示した報告書です（法 30 条 1 項、法施行令 23 条）。

発生主義会計に基づき作成される損益計算書は、債権債務の発生時点で収益・費用が確定されるため、現金預金の収入・支出が発生する時期との間に差異が生じます。

そのため、キャッシュ・フロー計算書により、**現金預金の収入・支出（資金の流れ）**を把握できるようになっています。

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、貸借対照表における現金預金と同範囲とされています。

キャッシュ・フロー計算書（間接法）の例を示すと、表 4-6 のとおりです。

表 4-6　キャッシュ・フロー計算書（C/F Cash Flow Statement）

平成 26 年度　常滑市モーターボート競走事業　キャッシュ・フロー計算書 （平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）	
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（当年度純損失）	××××
減価償却費	××××
退職給付引当金増減（△は増加）	××××
長期前受金戻入額	△××××
受取利息及び受取配当金	△××××
支払利息	××××
未収金の増減額（△は増加）	××××
未払金の増減額（△は減少）	××××
小計	××××
利息及び配当金の受取額	××××
利息の支払額	△××××
業務活動によるキャッシュ・フロー	××××
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△××××
無形固定資産の取得による支出	△××××
基金の積立による支出	△××××
基金の取崩による収入	××××
投資活動によるキャッシュ・フロー	××××
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務返済による支出	△××××
財務活動によるキャッシュ・フロー	××××
資金増加額（または減少額）	××××
資金期首残高	××××
資金期末残高	**××××**

※資金期末残高は、貸借対照表における流動資産（現金預金）と一致します。

(8) 固定資産台帳の整備

地方公営企業が固定資産を取得した場合には、固定資産を種類別（土地、建物、構築物、機械及び装置、車両、船舶、工具器具及び備品、リース資産、ソフトウェア、法律上の権利など）に分類し、固定資産台帳という帳簿で管理します。

固定資産台帳は、見出し部分に「**資産の種類、資産名称、構造、取得日、取得価額、償却率、耐用年数、残存価額（取得価額×10%）、長期前受金**※」等を記載し、明細部分に毎年度末時点での「**帳簿価額、減価償却費、減価償却累計額、長期前受金戻入**※、**収益化累計額**※」等を記載します。固定資産台帳では、資産の取得から廃棄に至るまでの経緯が管理されます。

固定資産台帳を整備することで、モーターボート競走事業が保有する資産、その取得財源及びそれらに関連する損益（減価償却費、長期前受金戻入）を明確に把握することができます。

また、同時に貸借対照表上の資産の部において、固定資産の取得価額、減価償却累計額を計上し、負債の部において長期前受金及び収益化累計額を計上します。固定資産台帳で算出した減価償却費（費用）及び長期前受金戻入（収益）は損益計算書に計上されます。

※**長期前受金**とは、減価償却を行うべき固定資産の取得に充当するために受けた補助金等であり、貸借対照表の負債の部で**繰延収益**として計上されます。固定資産を減価償却する際に、補助金等の償却見合い分を順次収益化（**長期前受金戻入**）し、貸借対照表の**収益化累計額**に積み上げていきます。その結果、実際に「負担すべき費用」が損益計算上明確になります。これは、平成 24 年の地方公営企業会計制度の見直しにより導入された考え方です。

(9)「出納整理期間」という観念がない

官公庁会計方式では、年度終了日（3 月 31 日）に確定した債権債務に係る未収金・未払金等について、出納整理期間（翌 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間）を設けて整理しています（地方自治法 235 条の 5）。

この期間では、確定した前年度の債権債務を整理するだけであり、前年度の調定・支出負担行為を行うことはできません。

公営企業会計方式では、**3 月 31 日までに発生した債権債務については、翌年度に貸借対照表上の未収金・未払金勘定等で引き続き管理**されます。そのため、出納整理期間という観念がありません（法 20 条 1 項）。

このことから、5 月 31 日を待たずに、**前年度決算実績を早期に把握できる**ため、経営成績及び財政状態を翌年度以降の経営方針の参考とすることができます。

(10)「引当金」の計上が義務化

公営企業会計方式では、退職金、賞与等の費用については、**支出年度に一括費用計上するのではなく、それ以前の事業年度に分割して所要額を費用計上**し、「引当金」として貸借対照表の負債の部に積み上げていきます。これは、退職金、賞与等の費用の発生が支出年度のみに起因するものではないためです。その結果、適正な期間損益計算及び財政状態を把握することができます（法施行規則 22 条）。

(11) 出納事務手続きの効率化

現在、官公庁会計方式であるため、公金の出納等の事務については、市長が任命した会計管理者に加え、会計職員及びその他の会計職員が行っています(地方自治法 168、170、171 条)。

したがって、出納に関するスケジュール（支払締切日等）は、本庁業務日に沿って組まれているため、変則勤務であるモーターボート競走事業にとっては、日程的に処理しきれないことがあります。

しかし、公営企業会計方式を導入すれば、管理者（一部適用の場合は市長）が**企業職員**※の中から任命した**企業出納員**及び**現金取扱員**が行うことになるため、モーターボート競走事業にとって**最も効率的なスケジュールで出納事務を行うことができます**（法 9 条 11 号、28 条、34 条の 2)。

また、公金を取り扱う金融機関にも変更点があります。表 4-7「官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較」の「出納事務」のとおり、官公庁会計方式では、**指定金融機関**（指定代理金融機関及び収納代理金融機関を含む。）が出納事務の一部を取り扱っています（地方自治法 235 条 2 項、地方自治法施行令 168 条 2 項、3 項、4 項)。

法を適用すれば、これらの金融機関はモーターボート競走事業の公金を取り扱うことができなくなる一方、**管理者は、出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を市長の同意を得て指定する**こととなります（法 27 条、法施行令 22 条の 2　3 項)。

法適用後における公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関を**出納取扱金融機関**といい、公金の収納事務を取り扱う金融機関を**収納取扱金融機関**といいます（法施行令 22 条の 2　2 項)。出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は管理者の定めるところにより**担保を提供**しなければなりません（法施行令 22 条の 3　2 項)。

※ **企業職員**とは、**管理者が任免する「管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員」**です。ただし、地方公共団体の規則で定める**主要な職員を任免するには、市長の同意が必要**です（法 15 条 1 項)。企業職員は、管理者が指揮監督をします（法 15 条 2 項)。

(12) 官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較

官公庁会計方式と公営企業会計方式を比較すると、表 4-7 のようになります。

表 4-7　官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較

項　　目	官公庁会計方式（特別会計）	公営企業会計方式
経理方法	単式簿記（現金主義会計）	**複式簿記（発生主義会計）**
	現金収入、現金支出の時点で記録	債権、債務発生の時点で記録し、**未収金、未払金等を管理** （法 20 条 1 項、法施行令 9 条～13 条）
予算区分	歳入、歳出	**❶収益的収入及び支出**（損益取引） **❷資本的収入及び支出**（資本取引） （法施行令 9 条 3 項、17 条 2 項）
固定資産	観念なし（会計上管理しない）	**固定資産台帳を整備** （貸借対照表の「資産」に計上）
減価償却費 除却費	観念なし（歳出に科目なし）	**収益的支出に科目あり**
長期前受金戻入	観念なし（歳入に科目なし）	**収益的収入に科目あり**
予算超過支出※ （弾力条項適用）	条例制定することで可能 （職員給料を除く）	**可能**（法 24 条 3 項）
出納事務	会計管理者、出納員及びその他の会計職員	**管理者、企業出納員及び現金取扱員**
	指定金融機関（議会の議決を経て指定）、指定代理金融機関、収納代理金融機関、及び収納事務取扱金融機関	市長の同意を得て管理者が指定した **出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関** （法 27、28 条、法施行令 22 条の 2）
取引口座	指定金融機関に開設する官公庁会計の専用口座	出納取扱金融機関に開設する地方公営企業会計の専用口座
出納整理期間	翌年度 5 月末日まで	**なし**（法 20 条 1 項）
	前年度の未収・未払金に係る入金・出金期間	年度末日までの未収・未払金等を引き続き翌年度以降も管理
決　　算	予算額に対する執行実績 歳　出 ／ 歳　入 歳入歳出差引額	**損益計算書**（4/1～3/31 の経営成績） 費　用 ／ 収　益 利　益 **貸借対照表**（3/31 時点の財政状態） 資　産 ／ 負　債 資　本 利　益
経営分析のための財務数値	現金収支に基づく財務数値	現金収支に基づく財務数値及び **財務諸表**等

※「**弾力条項**」とは、「業務量の増加により、地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。」というものです（法 24 条 3 項前段）。第 4 章 4 参照

ボートレースとこなめ

3.　毎月末日の計理状況報告が必要

地方自治法の規定では、「普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。」とされています(地方自治法 235 条の 2　1 項)。

財務規定等が適用されると、表 3-3「全部適用と一部適用の比較」の「財務」で示したとおり、「**毎月末日をもって試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書を作成し、翌月 20 日までに当該地方公共団体の長に提出**」することとなるので、これらの必要な書類により地方公営企業の現金の出納を検査することとなります（法 31 条、地方自治法 199 条 1 項、235 条の 2　1 項)。

現在の特別会計においても、モーターボート競走事業は例月出納検査を受けていますが、企業会計を導入している水道事業と病院事業と同様に、財務諸表等により検査を受けることとなります。

4.　予算超過支出(弾力条項の適用)が可能

表 4-7「官公庁会計方式と公営企業会計方式の比較」の「予算超過支出」で示したとおり、現行の特別会計においても、地方自治法の規定により、「条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（職員の給料を除く。）に使用することができる。」とされています（地方自治法 218 条 4 項、地方自治法施行令 149 条)。

財務規定等が適用されると、**職員の給料についても弾力条項の適用対象**となります(法 24 条 3 項前段)。

弾力条項を適用した場合、管理者は市長に報告し、市長は議会に報告する必要があります（法 24 条の 3 後段)。

5.　経営分析を活用した経営計画の策定が可能

損益計算書や貸借対照表などの財務諸表が作成されることで、今まで会計上管理してこなかった事業用施設・機器等の「**資産**」、減価償却費・資産減耗費等の「**費用**」、長期前受金戻入等の「**収益**」、退職給付引当金等の「**負債**」、利益剰余金等の「**資本**」を網羅的に把握でき、モーターボート競走事業の経営の全貌が明らかになります。

さらに、これらの財務諸表の数値を利用して、**民間企業が行っている様々な経営分析指標※を算出することも可能**となります。

これらのデータを根拠とすることで、より**中長期的な視点から将来を見据えた経営の方向性を検討**することに役立てることができます。

例えば、将来の建設改良事業においては、将来の施設維持・管理に必要な減価償却費、耐用年数等のデータを参考にすることで、より精緻な固定資産の更新計画の策定が可能となります。

※　表 4-8 参照

6.　客観的資料に基づく情報開示（市民・議会に対する説明責任の履行）

近年、地方公共団体に係る財政状況の説明責任及び情報公開の重要性は、今まで以上に高まっています。

モーターボート競走事業は収益事業でありながら、一般会計と同様の歳入歳出決算書にて決算状況を公表しています。しかし、この決算書では、固定資産の保有状況を含めた財政状態、減価償却費を含めた経営成績を公表していないため、十分な情報を開示しているとはいえません。

一方、地方公営企業の財務諸表は、民間企業においても当然に作成されている統一的な様式であり、第三者から客観的にモーターボート競走事業の経営成績、財政状態、資金の流れ等を読み取ることが可能な資料です。

このような**客観的な資料**※**を用いて、ありのままに市民・議会に情報開示**を行うことで、経営状況に対する説明責任を果たし、モーターボート競走事業の透明性を確保することができます。

したがって、**市民・議会の監視の下、より一層の経営効率化と経営健全性を保てる好循環がもたらされる**ものと考えられます。

※**客観的な資料**としては**決算資料**（法 30 条 7 項）の他に、**業務状況を説明する書類**（法 40 条の 2）があり、**毎事業年度 2 回以上公表**しなければならないと規定されています。この書類によって**財務諸表の他に、主要なレースの売上状況や発売形態別売上状況等を公表**することも可能です。

7.　他のモーターボート競走事業施行者との経営状況の比較が可能

表 3-4「モーターボート競走事業における法適用状況」で示したとおり、現在 14 施行者において公営企業会計方式が導入されており、今後導入する施行者は増える傾向であるといえます。

現在は、特別会計決算書を基に作成した収支決算書にて、他の施行者との財政状況の比較を行っています。公営企業会計方式が導入されると、**導入施行者間で、同一の財務諸表に基づいて経営成績や財政状態を比較**でき、さらに、損益計算書や貸借対照表に示される各数値を計算した多種多様な**経営分析指標**※1 **をもとに、経営の健全度をさらに精緻に比較**することもできます。

具体的には、損益計算書の**営業利益**、**経常利益**、**当年度純利益**※2 の各数値で、経営成績を単純に比較することができます。

そして、売上高規模や資本規模が異なる施行者間においても、資産に対する売上高の割合（**総資産回転率**※1）や固定資産に対する売上高の割合（**固定資産回転率**※1）を比較することで、収益獲得のために行った投資事業に無駄がなく、有効に活用されているか否かを相対的に評価することができます。

さらに、売上額に対する人件費総額の割合（**売上高人件費比率**※1）を比較することで、人的資源がどの程度売上に貢献しているかを比較し、評価することが可能となります。

これらの財務諸表及び経営分析指標を有効に活用すれば、今後の経営判断の参考とすることができます。

※1　表 4-8 参照、※2　表 4-5 参照

8. 経営分析指標

経営分析指標とは、財務諸表の様々な数値を計算することにより算出されるもので、経営状況の把握や将来の経営戦略、経営計画の策定に役立てることができます。一例を示すと表 4-8 のとおりです。

表 4-8　経営分析指標

経営分析指標（単位）	計算式
1. 総資産回転率（回）	**売上高／総資産**　（高いほど良い） 事業に投資した**総資産**（固定資産＋流動資産）が、**売上向上にどれだけ貢献しているか**を示す指標です。この数値が高いほど、資産が有効に活用されていることを示します。
2. 固定資産回転率（回）	**売上高／固定資産**　（高いほど良い） **固定資産の売上貢献度**を示す指標です。この数値が高いほど、固定資産が有効に活用されていることを示します。 例えば、**この数値が他の施行者と比べて低くなった場合には、稼働率の低い機械を早期に処分し、さらに施設をコンパクト化する施策を検討**する等の経営判断を迫られることとなります。
3. 売上高人件費比率（%）	**人件費／売上高**　×100　（低いほど良い） **人的資源の売上貢献度**を示す指標です。人件費には、給与、賞与、法定福利費、福利厚生費が含まれます。 **この数値が低いほど、人的資源が効率的に投入されていることを示します。また、高いほど人件費が公営企業の収益を圧迫している**ことを示します。
4. 総資本営業利益率（%）	**営業利益／総資本**　×100　（高いほど良い） **投下した資本を使用した結果、営業利益（営業活動による本業の儲け）をどの程度獲得できたか**を示す指標です。総資本とは、貸借対照表の「負債の部」と「資本の部」の合計です。 この数値が高いほど、少ない資本で営業利益を獲得できていることを示しています。
5. 総資本経常利益率（%）	**経常利益／総資本**　×100　（高いほど良い） **投下した資本を使用した結果、経常的活動による利益をどの程度獲得できたか**を示す指標です。 「経常利益＝営業利益＋営業外利益（本業以外の儲け）」であり、この数値が高いほど、少ない資本で経常利益を獲得できていることを示しています。

表 4-8　経営分析指標

経営分析指標（単位）	計算式
6. 損益分岐点（円、個）	**固定費／（1－変動費／売上高）** ＝固定費／（1－変動費率） ＝固定費／（限界利益率） **利益がちょうど“ゼロ”となる売上高や数量**が損益分岐点です。 費用には、固定費と変動費があります。 固定費は、売上高に関係なく一定に発生する費用（人件費、リース料、広告宣伝費、交際費、一般管理費等）です。 変動費は、売上高増減に応じて増減する費用（仕入費等）であるため、「変動費」＝「売上高×変動費率」で求められます。 【参考】損益分岐点の計算式の導き方 ①利益をゼロと仮定した場合、「売上高＝固定費＋変動費」です。 ②固定費＝売上高－変動費 ③固定費＝売上高－（売上高×変動費率） ④右辺を売上高で括る ⑤固定費＝売上高（1－変動費率） ⑥両辺を（1－変動費率）で除すると ⑦固定費／（1－変動費率）＝売上高 ⑧売上高＝固定費／（1－変動費率） ⑨売上高＝固定費÷（1－変動費／売上高） となり、「利益ゼロの売上高」＝「損益分岐点」が算出されます。 ※「1－変動費／売上高」＝「限界利益率」です。
7. 現金預金回転率（回）	**売上高／現金預金**　（高いほど良い） **売上高に対して、現金預金がどの程度回転しているか**を示す指標です。この数値が高いほど限られた現金預金を効率的に運用していることを示します。 原則として売上高は年額、現金預金は、期首期末の平均額を用います。
8. 流動比率（%）	**流動資産／流動負債**　×100　（高いほど安全） **短期的な支払い能力を簡易的に判断する**指標です。 この数値が **100%以上あれば、返済能力があり資金繰りがよい**とみなされます。**流動資産**とは、1 年以内に現金化する資産（短期資産）であり、**流動負債**とは、1 年以内に支払期限が到来する負債（短期負債）です。

9. 地方自治法の適用除外

(1) 重要な資産の取得・処分手続きにおける経済性発揮

地方自治法の規定では、重要な資産（2,000 万円以上の不動産及び動産。土地にあっては 2,000 万円以上かつ 5,000 ㎡以上）を取得または処分する場合には、個別に議会の議決を必要としています（地方自治法 96 条 1 項 8 号、地方自治法施行令 121 条の 2　2 項）。

しかし、財務規定等が適用されると、表 3-3「全部適用と一部適用の比較」における「資産の取得等」のとおり、**個別議決は不要となり**、法施行令で定める基準に従い条例で定める重要な資産の取得及び処分については、**予算（14 条予算※）での一括議決が必要となります**（法 9 条 7 号、33 条 1 項、2 項、40 条 1 項、法施行令 17 条 1 項 12 号、26 条の 3、法施行規則 45 条）。

地方公営企業における経済活動は、民間企業と同様、時機に応じ迅速に処理しなければならない性質を有します。したがって、経済性を発揮するために、重要な資産の取得・処分の手続きについては、議会の議決事件の特例が定められています。

※法施行規則 45 条（別記第一号）参照

(2) 請負契約手続きにおける経済性発揮

地方自治法の規定では、1 億 5,000 万円以上の工事または製造の請負契約の締結をする場合には、個別に議会の議決を必要としています（地方自治法 96 条 1 項 5 号、地方自治法施行令 121 条の 2　1 項）。

しかし、財務規定等が適用されると、表 3-3「全部適用と一部適用の比較」における「請負契約」のとおり、地方公営企業の**経営判断により契約を締結でき、個別議決は不要**となります（法 40 条 1 項）。地方公営企業の行う契約の締結についても、重要な資産の取得・処分手続きと同様の理由から、特例が定められています。

(3) 損害賠償額の決定手続きにおける自主性発揮

地方自治法の規定では、法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額を決定する場合には、個別に議会の議決が必要とされています（地方自治法 96 条 1 項 13 号）※1。

しかし、財務規定等が適用されると、表 3-3「全部適用と一部適用の比較」における「損害賠償額の決定」のとおり、**条例で定めるものを除き、地方公営企業の経営判断により損害賠償額を決定することができ、個別議決は不要**となります（法 40 条 2 項）※2。

具体的な事例としては、自動車接触事故等による損害賠償額の決定が該当します。

このように、地方自治法の適用除外を定め、**議会の権限と地方公営企業の執行機関の権限との調整を図ることで、地方公営企業の経営の特殊性に配慮し、業務を能率的、経済的に遂行できるように経営の自主性が強化**されています。

※1 常滑市においては、地方自治法 180 条 1 項の規定に基づき、**50 万円以下の損害賠償額の決定を「市長の専決事項」に指定**しています。

※2 常滑市水道事業及び常滑市病院事業においては、法 40 条 2 項の規定に基づき、各事業設置条例で、**個別議決が必要な損害賠償額を 100 万円以上**と定めています。

第 5 章　全部適用の効果

1.　経営責任の明確化

(1) 事業管理者の設置

法の全部適用を選択した場合、地方公営企業の業務を執行させるため、**管理者を置く**こととされています。ただし、条例で定めるところにより、管理者を置かないこともできます（法 7 条、法施行令 8 条の 2)。

管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、**市長が任命**します。管理者を設置しない場合は、市長が管理者権限を行うこととなります（法 7 条の 2　1 項、法 8 条 2 項)。

管理者は、常勤の特別職に位置付けられ、任期は 4 年と定められています（法 7 条の 2　4 項、6 項、地方公務員法 3 条 3 項 1 号の 2)。

(2) 事業管理者の地位

管理者は、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該**地方公共団体を代表**します。ただし、表 5-1 に掲げる事項は市長に留保されます（法 8 条 1 項)。

表 5-1　市長に留保される事項

	法 8 条 1 項
❶	**予算を調製**すること（1 号)。
❷	議会の議決を経るべき事件につきその**議案を提出**すること（2 号)。
❸	**決算を監査委員の審査及び議会の認定に付する**こと（3 号)。
❹	地方自治法 14 条 3 項※1 並びに 228 条 2 項及び 3 項※2 に規定する**過料を科する**こと（4 号）。
	法 8 条 1 項　以外
❺	管理者の職務代理者の指定について同意すること（法 13 条 1 項)。
❻	規則で定める主要な職員の任免について同意すること（法 15 条 1 項)。
❼	管理者から業務量増加に伴う予算超過支出の報告を受け、議会へ報告すること（法 24 条 3 項）。
❽	管理者から予算の建設改良繰越及び事故繰越の報告を受け、議会へ報告すること（法 26 条 1 項、2 項）。
❾	出納取扱金融機関等の指定について同意すること（法 27 条)。
❿	管理者に対し、業務の執行についての必要な指示をすること（法 16 条※3)。

※1　条例に違反した者に対し､条例で 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
※2　分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関して、条例で 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
※3　住民福祉に重大な影響のある業務の執行に関し、その福祉を確保するために必要があるとき、または、管理者以外の権限に属する機関と公営企業との間の調整を図るために必要があるときは、市長は管理者に対し、当該業務の執行について必要な指示をすることができる。

(3) 事業管理者の業務（法 9 条）

法 8 条 1 項の規定により、市長に留保された事項以外は、管理者の権限と責任において行われることとなります。

具体的な管理者の業務は、表 5-2 のとおり法 9 条に規定されています。

表 5-2　事業管理者の業務（法 9 条）

号	法 9 条
❶	管理者の権限に属する事務を分掌させるため**必要な分課を設ける**こと。
❷	**職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。**
❸	予算の原案を作成し、市長に送付すること。
❹	予算に関する説明書を作成し、市長に送付すること。
❺	決算を調製し、市長に提出すること。
❻	議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、市長に送付すること。
❼	**企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。**
❽	**契約を締結すること。**
❾	料金または料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること。
❿	予算内の支出をするため一時の借入をすること。
⓫	**出納その他の会計事務を行うこと。**
⓬	証書及び公文書類を保管すること。
⓭	労働協約を結ぶこと。
⓮	当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること。
⓯	その他、法令または条例若しくは規則により管理者権限に属する事項

(4) 事業管理者の業務（法 9 条以外）

法 9 条以外で、法及び法施行令に定められている主要な管理者の業務は、表 5-3 のとおりです。

表 5-3　事業管理者の業務（法 9 条以外）

	法 9 条以外
❶	**企業管理規程**（地方公営企業の業務に関する一般的な規程）**の制定（法 10 条）** 例：会計規程、事務分掌に関する規程、給与に関する規程、公印規程等
❷	**予算の執行（法施行令 18 条 1 項）**
❸	**業務量増加に伴う予算超過支出（法 24 条 3 項）**
❹	予算の建設改良繰越及び事故繰越（法 26 条 1 項及び 2 項）
❺	出納取扱金融機関等の指定及び告示（法施行令 22 条の 2　3 項）
❻	出納取扱金融機関等に対する検査及び是正要求（法施行令 22 条の 5　1、2 項）
❼	出納取扱金融機関等の事務に関する監査委員への検査要求（法 27 条の 2　1 項）
❽	目的外使用をさせる企業用資産の使用料決定（法 33 条 3 項）
❾	職員に対する賠償命令（法 34 条　地方自治法 243 条の 2）

(5) 事業管理者設置による経営責任の明確化

法非適用の現状においては、競艇事業部長が人事異動により決定され、早ければ就任1年後に退職するケースがあります。しかし、これでは中長期的な視野から経営を実践できる環境ではないといえます。

地方公営企業として合理的、能率的な経営を確保するためには、経営責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があります。

そこで、**モーターボート競走事業に特化した独自の権限を有する管理者を設置し、4年間の任期中は継続的に事業運営に携わり、職員に経営マインドを浸透させることで、自立した組織としてのメリットが活かせる**と考えられます。

(6) モーターボート競走事業施行者における事業管理者の設置状況

平成26年7月現在、全部適用したモーターボート競走事業施行者における事業管理者の設置状況は、表5-4のとおりです。なお、浜名湖競艇企業団については、企業長が管理者権限を行っています（法39条の2　2項）。

表5-4　モーターボート競走事業施行者における事業管理者の設置状況

事業管理者	施行者名
設　置	鳴門市、大村市、芦屋町、箕面市、伊丹市、下関市、丸亀市
非設置	唐津市

2. 企業経営の弾力化

法を全部適用することにより、企業会計方式が導入されるのみならず、**組織規定及び職員の身分取扱い規定が適用**されます。モーターボート競走事業が、地方公営企業としてのメリットを最大限に活かすためには、**民間企業にできるだけ近い独立した組織を構築**し、職員一人一人が民間企業と同様な経営感覚・意識を取り入れて、**企業経営に専念する**ことが必要であると考えられます。

今後、将来に渡って、**モーターボート競走事業が、効率的な経営を安定的かつ継続的に行うことができれば、市の財政に長期的に貢献していけるもの**と考えられます。

(1) 経営の自律性の確保

組織規定が適用されることにより、表 5-5 のとおり、モーターボート競走事業の組織を一般行政組織から切り離し、条例で必要な企業組織を設けることが可能となります（法 9 条 1 号、法 10 条、14 条）。**別組織とすることで、経営の自律性が確保され、経営の自由度が増す**ことが考えられます。

例えば、予算執行については、予算が機動的経営を拘束することがないように、**管理者権限で**、目以下の予算について**流用**することができるものとされており、また、予備費の**充用**を行い、**弾力条項を発動**することもできます。このように、収益確保のためには、その時々の経営戦略に即応した経費の投入が可能となります。

表 3-2「常滑市が経営する地方公営企業の法適用状況」で示したとおり、常滑市病院事業においては、柔軟性と機動性を備えた効率的な企業経営体を構築するために、平成 25 年 4 月 1 日から法を全部適用し、管理者を設置しています。

表 5-5　常滑市モーターボート競走事業の新組織体制図（案）

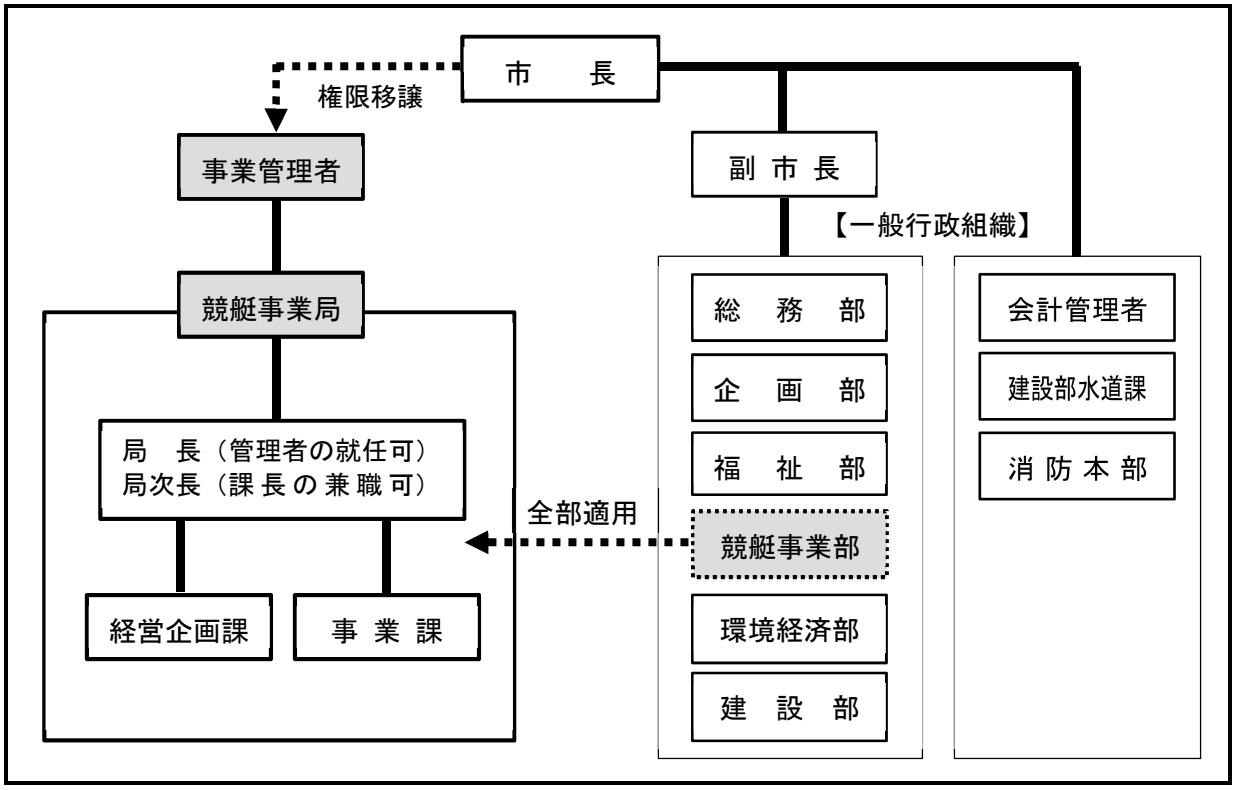

(2) 意思決定の迅速化による機動性発揮

モーターボート競走事業が、将来に渡り安定的な経営を実現するためには、**公営競技全体の趨勢を注視することは勿論のこと、顧客ニーズの変化に柔軟かつ迅速にアジャストし、機動性を発揮すること**が求められます。

現在、市長決裁で方針決定されている事項の内、権限が管理者に委譲されるものについては、モーターボート競走事業の**内部組織において意思決定が完結**するため、経営方針の決定が迅速化されることが期待されており、**機動的な施策を実施する環境が整う**ものと考えられます。

例えば、モーターボート競走事業は業務を休日に行うことが多いため、市長決裁が必要な案件においては、平日になるまで待たなければならず、その間業務が停滞することがあります。しかし、意思決定者が管理者となれば、**急を要する案件においても、時機を逸することなく業務を遂行することが可能**となります(法 10 条)。

(3) 職員の経営意識の醸成

モーターボート競走事業が、独立した企業経営体として生まれ変わり、財務諸表が公表・共有されることで、**職員一人一人がコスト意識を持ち、経営判断能力が養われ、企業経営に好結果をもたらす**効果が期待されます。

また、企業職員の給与（給料・手当）の種類及び基準は、表 5-7「企業職員と一般行政職員との給与規定の比較」のとおり、一般行政職員とは別の条例で定めることができます（法 38 条 4 項)。

そのため、職員のモチベーションを高める具体的な策として、収益の増減を反映した弾力的な給与システムを構築することは、“収益事業”である公営企業にとっては、検討が必要な施策の一つといえます。

ただし、企業職員数の規模がそれほど大きくはない企業組織の場合は、今後も本庁職員との人事交流を継続することも想定されるため、給与面については総合的な判断が必要であると考えられます。

3. 専門職員による安定的な経営

現在のモーターボート競走事業においては、本場発売に加えて、外向発売、専用場外発売、場間場外発売、さらに電話・インターネット投票により、発売形態が多様化しています。

常滑市においても、本場のみならず、ウィンボとこなめ、オラレセントレアの施設運営管理業務、場外発売場の新設、場間場外発売で扱う発売場数の増加、企業会計に対応した経理事務の習得など、業務の種類・量の増加に伴って職員の負担も徐々に増大しています。

そのため、定期人事異動で配属された職員は、短期間でこれらのモーターボート競走事業特有の専門知識を蓄積しなければならない点から、本庁からのジョブローテーションによる職員配置のみでは限界があるといえます。

また、長くモーターボート競走事業を担ってきた職員が毎年退職していくため、今後は経験年数の浅い職員が中心となってモーターボート競走事業を担い、時代変化に柔軟に対応しながら事業を継続し、かつ収益確保の策を講じていかなければならない責任を有しています。

そこで、**職員の任免権限がある管理者が**、企業会計経理、宣伝サービス、番組編成、施設管理等において、**専門知識とプロ意識を有したモーターボート競走事業専属職員（プロパー）を採用し、かつ人材育成**していくことで、**企業経営に適した専門職員による組織体制が整備されていくもの**と考えられます（法 15 条）。その結果、管理者を頂点とする組織基盤がさらに強化されることになります。

4. 地方公務員法の適用及び適用除外

企業職員は、**地方自治法 172 条 1 項に規定される地方公共団体の「職員」**であり、かつ同条 4 項のとおり、地方公務員法が適用されるため、**企業職員は地方公務員としての身分に変わりありません**。ただし、全部適用の場合は、法 39 条 1 項により地方公務員法が一部適用除外となるため、**企業職員の給与に関しては、公営企業の経営状況等が反映される一方、労働関係については、労働協約が締結できる**等、企業職員の権利が一定程度保障されています（法 9 条 13 号、法 38 条 2 項・3 項、表 3-1、表 3-3）。

(1) 企業職員に適用される地方公務員法の主な規定

全部適用された地方公営企業の企業職員において、引き続き適用される地方公務員法の主な規定については、表 5-6 のとおりです。地方公務員法の第 3 章「職員に適用される基準」のうち、**任用、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護**については**原則適用**されます。

表 5-6　企業職員に適用される地方公務員法の主な規定

地方公務員法　第 3 章	企業職員に適用される主な規定
第 2 節（任用）	❶ 15 条　任用の根本基準
	❷ 16 条　欠格事項
	❸ 17 条　任命の方法
	❹ 18 条　競争試験及び選考
	❺ 19 条　受験資格
	❻ 20 条　競争試験の目的及び方法
	❼ 21 条　任用候補者名簿の作成・任用方法
	❽ 22 条　条件附採用及び臨時的任用
第 4 節の 2（休業）	❶ 26 条の 4　休業の種類
第 5 節（分限及び懲戒）	❶ 27 条　分限及び懲戒の基準
	❷ 28 条　降任、免職、休職等
	❸ 28 条の 2　定年による退職
	❹ 28 条の 3　定年による退職の特例
	❺ 28 条の 4　定年退職者等の再任用
	❻ 29 条　懲戒
第 6 節（服務）	❶ 30 条　服務の根本基準
	❷ 31 条　服務の宣誓
	❸ 32 条　法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
	❹ 33 条　信用失墜行為の禁止
	❺ 34 条　秘密を守る義務
	❻ 35 条　職務に専念する義務
第 7 節（研修及び勤務成績の評定）	❶ 39 条　研修（4 項 人事委員会の勧告を除く。）
	❷ 40 条 1 項　勤務成績の評定
第 8 節（福祉及び利益の保護）	❶ 41 条　福祉及び利益の保護の根本基準
	❷ 42 条　厚生制度
	❸ 43 条　共済制度
	❹ 45 条　公務災害補償
	❺ 49 条の 2　不服申立て
	❻ 49 条の 3　不服申立期間

(2) 企業職員の給与規定

企業職員の**給与の種類及び基準**※**は条例**で定め、管理者が**給与の額及び支給方法を企業管理規程**で定めます（法 9 条 2 号、法 10 条、法 38 条 4 項）。

これは、地方公営企業の特異性に鑑み、弾力的な決定を可能とすることで、より経済性を発揮させるための環境を整えるものであると考えられます（法 39 条）。

企業職員と一般行政職員の給与規定を比較すると表 5-7 のとおりです。

表 5-7　企業職員と一般行政職員との給与規定の比較

	企業職員	一般行政職員
給与の基準	次の 2 つの基準を備えたもの（法 38 条 2 項） ❶**職務に必要な技能、職務遂行の困難度等** 職務の内容と責任に応ずるもの ❷**職員の発揮した能率**を充分に考慮	職務と責任に応ずるもの （地方公務員法 24 条 1 項）
	❶生計費 ❷同一または類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与 ❸**当該地方公営企業の経営の状況** ❹その他の事情（法 38 条 3 項）	❶生計費 ❷国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与 ❸その他の事情 （地方公務員法 24 条 3 項）
給与の定め方	❶給与の種類及び基準は、条例で定める（法 38 条 4 項）。 ❷**給与の額、支給方法は、管理者が企業管理規程で定める**（法 9 条 2 号、法 10 条）。	❶職員の給与は条例で定める（地方公務員法 24 条 6 項）。 ❷**給料、手当、旅費の額、支給方法は条例で定める**（地方自治法 204 条 3 項）。 ❸手当の種類は、地方自治法 204 条 2 項に限定列挙
弾力条項	**給料も弾力条項の対象**（法 24 条 3 項）	**給料は対象外**（地方自治法 218 条 4 項、地方自治法施行令 149 条）
人事院勧告	**給料表の勧告制度なし**（法 39 条 1 項）	人事委員会は、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは**勧告することができる**（地方公務員法 26 条）。
勤務条件	**職員の勤務時間その他の勤務条件は、管理者が企業管理規程で定める**（法 9 条 2 号、法 10 条）。	**職員の勤務時間その他の勤務条件は条例で定める**（地方公務員法 24 条 6 項）。

※ ・企業職員の給与は、給料及び手当とする（法 38 条 1 項）。
・条例で定める**給料の基準**とは、「給料表の分類方法、給料表作成にあたってよるべき基本原則」であり、**手当の基準**とは、「手当の具体的名称、手当の性格、支給事由、支給対象等」です。「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（案）昭和 41.8.25 自治省財政局長通知」参照
・管理者は企業職員ではなく、特別職であるため（地方公務員法 3 条 3 項 1 号の 2）、地方自治法 204 条 3 項の規定に基づき、**管理者の給与額は条例**で定めます（表 6-4「制定が必要な例規（案）№10」参照）。

(3) 企業職員の労働関係・服務規定

企業職員の労働関係については、表 3-3「全部適用と一部適用の比較」で示したとおり、「**地方公営企業等の労働関係に関する法律**（以下「地企労法」という。)」が適用され、さらに「**地方公務員法**」、「**労働組合法**」及び「**労働関係調整法**」**の一部が適用**されます（法 36 条、法 39 条、地企労法 4 条)。

表 5-8 のとおり、企業職員は、労働組合法 2 条に規定する労働組合を結成できることから、地企労法の範囲内において、民間企業の社員に準じた権利を行使することができます。また、地方公務員法の服務規定のうち、政治的行為の制限については、企業職員は原則適用除外となっています。

表 5-8　企業職員と一般行政職員との労働関係・服務規定の比較

	企業職員	一般行政職員
団 結 権	労働組合制度※1 労働組合を結成し、加入することができる（地企労法 5 条)。	職員団体制度※2 職員団体を結成し、加入することができる（地方公務員法 52 条 3 項)。
団体交渉権	保障されている（地企労法 7 条、13 条 2 項)。	当局との交渉は可能 （地方公務員法 55 条 1 項）
協約締結	❶**労働協約の締結が可能**（地企労法 7 条） ❷条例、規則及び規程に抵触する協定が締結された場合は、条例、規則及び規程の改正または廃止の措置が必要（地企労法 8、9 条） ❸予算上不可能な支出を内容とする協定は、議会の承認が必要（地企労法 10 条）	❶**団体協約を締結する権利を有しない**（地方公務員法 55 条 2 項)。 ❷法令、条例等に抵触しない限り、当局と書面による協定の締結が可能 （地方公務員法 55 条 9 項） ❸協定は、当局及び職員団体双方において、誠意と責任をもって履行する （地方公務員法 55 条 10 項)。
交渉事項	❶賃金、その他の給与、労働時間、休息、休日及び休暇に関する事項（地企労法 7 条 1 号） ❷昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項（地企労法 7 条 2 号） ❸労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項（地企労法 7 条 3 号） ❹苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項（地企労法 13 条 2 項）	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及びこれに附帯して、社交的または厚生的活動を含む適法な活動に係る事項（地方公務員法 55 条 1 項）
争議行為	❶禁止（地企労法 11 条 1 項） ❷作業所閉鎖禁止（地企労法 11 条 2 項）	禁止（地方公務員法 37 条 1 項）
政治的行為	**地方公務員法 36 条の適用はない。** ただし、政令で定める基準※3 に従い地方公共団体の長が定める職にあるものを除く（法 39 条 2 項)。	**政治的行為は制限される**（地方公務員法 36 条)。

※1　**労働組合**とは、労働者（職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者)が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体またはその連合団体（労働組合法 2、3 条)。

※2　**職員団体**とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体または連合体（地方公務員法 52 条)。

※3　「地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体の長が定める職の基準に関する政令」に規定する**管理者、局長、部長、課長及び職制上これらを直接補佐する職**（表 6-4「制定が必要な例規（案）№7 の規則制定が必要)。

(4) 企業職員の地方公務員法の適用除外一覧

企業職員に適用されない地方公務員法の規定については、表 5-9 に示したとおりです（法 39 条 1 項）。この規定以外は、すべて適用されます。

表 5-9　企業職員の地方公務員法の適用除外一覧

地方公務員法	条文趣旨
5 条	人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定
8 条	人事委員会または公平委員会の権限（ただし、1 項 6 号、3 項、5 項を除く。）
14 条 2 項	人事委員会は、給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、地方公共団体の議会及び長に勧告ができる。
23 条	職階制の根本基準　※1
24 条	給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準
25 条	給与に関する条例及び給料額の決定
26 条	人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかについて、地方公共団体の議会及び長へ報告し、勧告ができる。
26 条の 2	任命権者は、大学・教育施設等における修学部分休業を承認ができる。
26 条の 3	任命権者は、高齢者の定年退職日までの一定期間の部分休業を承認ができる。
26 条の 5　3 項	自己啓発等休業している期間の給与不支給
37 条	争議行為等の禁止　※2
39 条 4 項	人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告ができる。
40 条 2 項	人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に関し必要な事項について任命権者に勧告ができる。
46 条	職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会または公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。
47 条	人事委員会または公平委員会は、地方公務員法 46 条の要求があったときは、審査を行い、その権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない。
48 条	地方公務員法 46 条及び 47 条による要求、審査等の結果執るべき措置については、人事委員会規則または公平委員会規則で定めなければならない。
49 条	任命権者は、職員に対し、懲戒等の不利益処分を行う場合は説明書を交付しなければならない。
52 条	職員団体の結成
53 条	職員団体の登録、規約
55 条	職員団体と当局との交渉
55 条の 2	職員団体の業務に専ら従事する職員の制限事項
56 条	職員は、職員団体の結成、加入、構成員であることまたは職員団体のために正当行為をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることはない。
58 条	労働組合法、労働関係調整法及び最低賃金法の規定は適用しない。 労働基準法及び労働安全衛生法等の規定の一部は適用しない。

※1　「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）」が**平成 26 年 5 月 14 日の公布**（公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）され、**地方公務員法 23 条の「職階制」を廃止**することが決定されています。

※2　企業職員は、地企労法 11 条で争議行為を禁止しています。

第 6 章　常滑市モーターボート競走事業における法適用の基本方針

1.　法適用の基本方針

常滑市モーターボート競走事業が目指すべき法適用の基本方針を表6-1のとおりとし、速やかに準備を進めていきます。

(1) 法適用の範囲

法適用の範囲については、公営企業会計導入に留まらず、地方公営企業としてのメリットを最大限有効に活用できるため、法の**全部適用**を選択します。

(2) 法の適用日

法適用開始日については、全部適用に伴う作業が広範囲に及ぶため、職員の行う作業ボリュームと早期に実現する必要性とのバランスを比較衡量した結果、翌々年度から開始することが適切であると考え、**平成 28 年 4 月 1 日**に設定します。

(3) 事業管理者

全部適用により設置が可能となる管理者については、収益事業として安定的かつ持続可能な企業経営体には必要な組織であるため、**設置します**。

(4) 事業管理者の選任基準

管理者の選任にあたっては、**モーターボート競走事業の経営に関し識見を有する人材**を登用します（法 7 条の 2)。

具体的には、次の❶❷❸❹を選任の基準として考えています。

❶モーターボート競走事業を始めとする公営競技に精通している者
❷収益事業にふさわしい経営マインドを備え、先見性を有している者
❸リーダーシップ、実行力及び責任感を有し、説明能力に優れている者
❹常滑市行財政の現状について、一定の識見を有している者

表 6-1　常滑市モーターボート競走事業における法適用の基本方針

項　　目	常滑市モーターボート競走事業の場合
1. 法適用の範囲	全部適用
2. 法 の 適 用 日	平成 28 年 4 月 1 日
3. 事 業 管 理 者	設置する

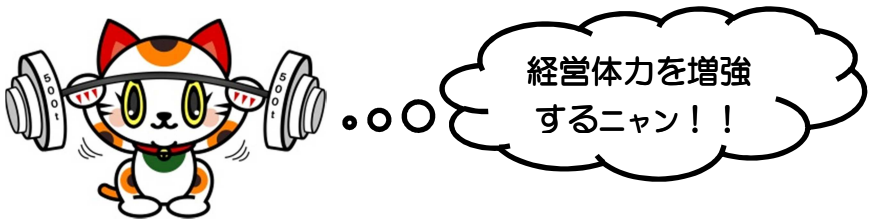

2. 法適用に必要な準備業務

常滑市モーターボート競走事業を法適用するために必要な準備業務は、表 6-2 のとおりです。業務は多岐に渡っており、専門知識が必要とされます。

表 6-2　法適用の準備業務

準備業務の概要	具体的な業務内容
1. 法適用基本方針の決定	❶法適用範囲、管理者設置等の方針決定 ❷法適用に関する説明会の実施 ❸導入業務の内容整理 ❹導入業務スケジュール決定
2. 固定資産調査・台帳整備	❶固定資産整理方針の決定 ❷事業用資産の現地調査 ❸建設改良工事に関する契約書・設計書等から資産抽出 ❹資産の取得日・取得価額（委託料等間接費含む）の確定 ❺資産取得に充てられた長期前受金等の調査・整理 ❻資産の法定耐用年数の設定 ❼法適用時点の帳簿価額、残存耐用年数、残存長期前受金等算定
3. 固定資産システム構築	❶固定資産システムの導入契約 ❷任意項目の設定、画面・帳票様式等カスタマイズ ❸テストデータによるシステム動作確認・結果検証 ❹データセットアップ
4. 企業会計の導入業務	❶企業会計の予算科目体系・勘定科目体系の決定 ❷法適用年度の予算編成 ①引当金（退職給付・賞与・修繕）の算定 ②予算事項別明細書作成、給与費明細書作成 ③予定開始貸借対照表作成、予定財務諸表の作成 ④予算議案書作成 ❸特別会計の打切決算業務 ①平成 28 年 3 月 31 日出納閉鎖による未収・未払金等の確定 ②引継現金の確定、企業会計専用口座への移行 ③打切決算書作成等 ❹開始貸借対照表作成
5. 企業会計システム構築	❶企業会計システムの導入契約 ❷予算科目の設定（課税・不課税区分の整理） ❸勘定科目の設定 ❹債権者（取引先）登録、繰替払・定例払等の仕訳登録 ❺画面・帳票様式等カスタマイズ ❻テストデータによるシステム動作確認・結果検証

表 6-2　法適用の準備業務

準備業務の概要	具体的な業務内容
6. 人事給与システム導入	❶人事給与システムの契約、導入 ❷人事給与事務の整理、テストデータによるシステム研修 ❸職員課とのデータ連携、結果検証
7. 条例・規則等の整備業務	事業設置、組織体制、事務分掌、職員の給与・旅費・身分、会計、公金取扱、契約、公印、事務決裁に関すること （表 6-4、6-5、6-6 参照）
8. 関係課局との連携業務	❶企画課 ①組織体制・事務分掌全体の見直し ②企業会計システム導入、人事給与システム導入 ❷総務課 ①特別会計の廃止、公営企業会計の設置 ②法適用に関する例規整備全般 ③入札・契約に関する事務引継・事務分掌の見直し ❸会計課（会計管理者） ①出納（収納）取扱金融機関の指定 ②平成 28 年 3 月 31 日出納閉鎖事務 未収金・未払金等の確定、新規口座への引継等 ③出納に関する事務引継・事務分掌の見直し ❹職員課 ①人事給与に関する事務引継・事務分掌の見直し ②人事給与システム導入、例規整備 ❺監査委員事務局 例月出納検査資料及び決算審査資料の検討 ❻秘書広報課 法全部適用に関する市民への広報 ❼水道事業（水道課）、病院事業（事務局） 市の法全部適用事業における例規・事務分掌の整合性確認
9. 出納取扱金融機関指定	❶金融機関に対する説明会実施 ❷出納（収納）取扱金融機関の取扱業務に関する協議 ❸出納（収納）取扱金融機関との契約締結 ❹出納（収納）取扱金融機関指定の告示
10. 職員研修の実施	❶公営企業会計に特化した複式簿記研修の実施 ❷法適用後の経理事務に関するマニュアル作成（繰替払等） ❸公営企業会計システム操作研修
11. 届出書・引継書作成	❶事業廃止届及び事業開始届（税務署） ❷法適用状況異動報告書（総務省）法施行令 28 条 2 項 ❸事務引継書（市長・会計管理者→事業管理者）地方自治法施行令 128 条

3.　法適用までの移行スケジュール

平成 28 年 4 月 1 日に法適用するまでの準備業務について、表 6-3 のとおりスケジューリングし、同時並行的に各準備業務を遂行していくこととします。

この中には、早期に完了しなければならない業務があります。例えば、平成 28 年度の予算編成に必要な「4. 企業会計導入業務」における予算科目・勘定科目設定は、平成 27 年 8 月末頃には完了していなければなりません。

また、「2. 固定資産調査・台帳整備」についても、当初予算説明書に予定開始貸借対照表（平成 28 年度期首）及び予定貸借対照表（平成 28 年度期末）を作成しなければならないことから、予算編成時期には完了が必要となります。

このように、短期間で相当なボリュームの準備業務を、集中的に行わなければなければならないため、担当職員の事務負担は増大することとなります。

表 6-3　法適用までの移行スケジュール

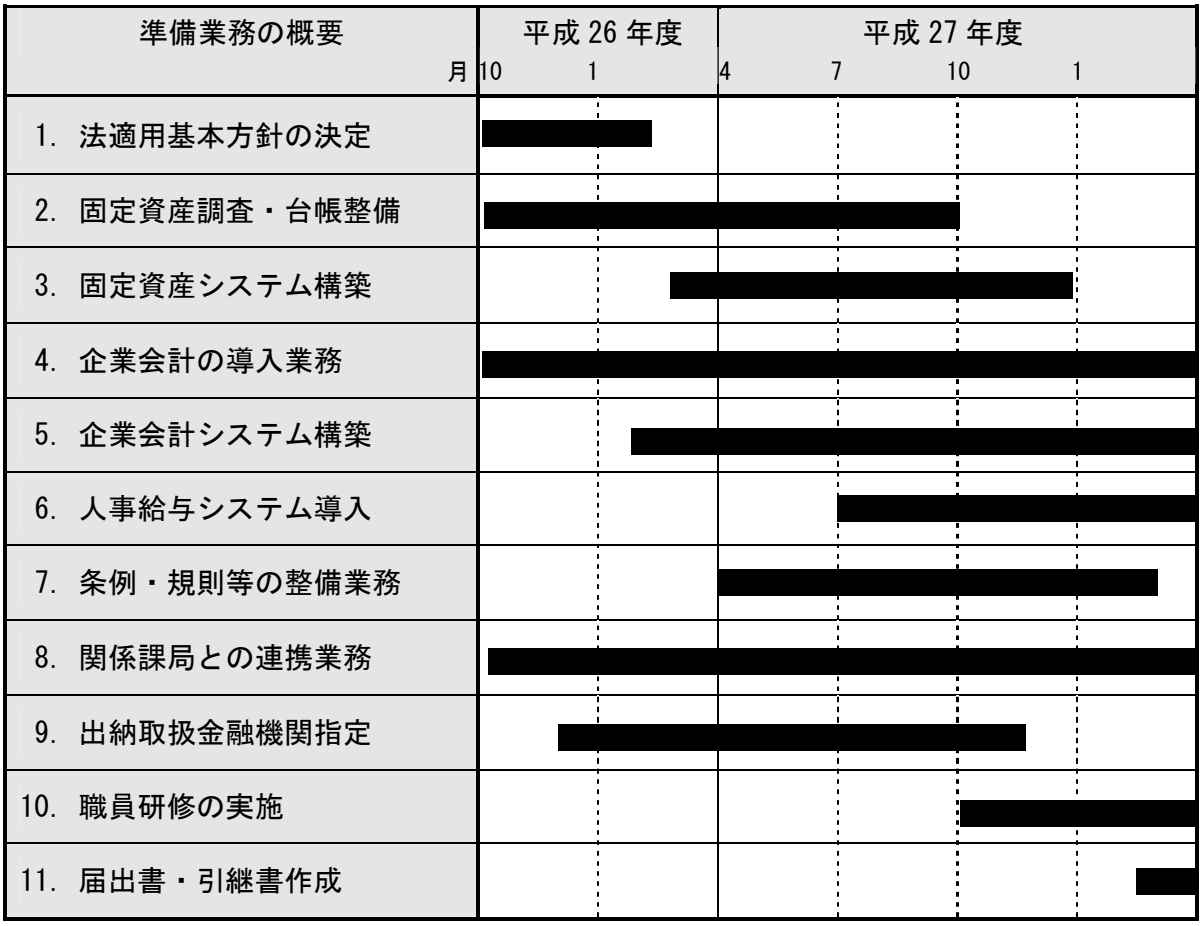

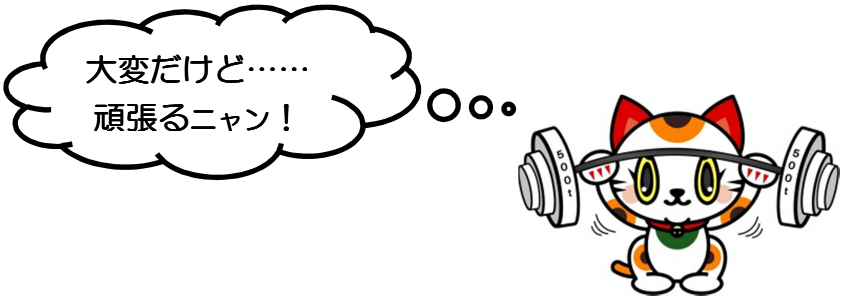

4. 法適用に必要な例規整備

法適用に必要な条例案については、関係課局と連携し、他の条例改正との整合性に留意しながら、早ければ平成 27 年 12 月議会の上程を目指し準備を進めていきます。

(1) 制定が必要な例規（案）

法を適用するにあたり、制定が必要となる例規（案）は表 6-4 のとおりです。また、制定が必要な例規（案）に関する法令については、表 6-5 のとおりです。

表 6-4　制定が必要な例規（案）

No.	例規名・内容
1	**常滑市モーターボート競走事業の設置等に関する条例** 法適用に関する基本的事項を定める条例です。 法4条※1の規定に基づき、常滑市モーターボート競走事業の設置及びその経営の基本等に関し必要な事項を定めます。 具体的には、競走場の名称・位置、法の全部を適用する旨（法2条3項※2、法施行令1条2項※3）、事業管理者の設置（法7条※4）、競艇事業局の設置、予算で定める重要な資産の取得及び処分に係る種類と金額（法33条2項※5、法施行令26条の3※6）、議会の同意を要する職員の賠償責任免除の額（法34条※7）、議会の議決を要する損害賠償額の決定（法40条2項※8）、業務状況報告書の作成（法40条の2※9）、入場料の額、勝舟投票券の発売、競走の実施事務の委託及び競走の開催等を定めます。
2	**常滑市モーターボート競走事業管理規程** 競艇事業局に設置する課（経営企画課及び事業課）、職制（局長、局次長、課長及び課長補佐等）及び課の事務分掌等を定めます。
3	**常滑市モーターボート競走事業管理者の職務代理者に関する規程** 事業管理者に事故あるとき、または管理者が欠けたときに備えるために法13条1項※10の規定に基づき、管理者の職務を代理する者をあらかじめ指定する旨を定めます。
4	**常滑市モーターボート競走事業事務決裁規程** 競艇事業局における事務の決裁について必要な事項を定めます。
5	**常滑市モーターボート競走事業公印規程** 公印の種類、用途、管理及び使用等について必要な事項を定めます。公印の種類は、市長印、市長職務代理者印、モーターボート競走事業管理者印、モーターボート競走事業管理者職務代理者印、競艇事業局長印及び企業出納員印等です。
6	**常滑市モーターボート競走事業の主要な職員の範囲を定める規則** 法15条1項※11ただし書の規定により、あらかじめ市長の同意得て、管理者が任免しなければならない主要な企業職員の範囲を定めます。
7	**常滑市モーターボート競走事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則** 法39条2項※12の規定に基づき、地方公務員法36条※13が適用される職を定めます。

表 6-4　制定が必要な例規（案）

No.	例規名・内容
8	**常滑市モーターボート競走事業職員の職名及び補職名を定める規程** 「常滑市職員定数条例」2条に新たに規定することとなるモーターボート競走事業職員の職名及び補職名について必要な事項を定めます。
9	**常滑市モーターボート競走事業職員就業規程** 企業職員の就業上の諸条件、規律等に関して必要な事項を定めます。
10	**常滑市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例** 地方自治法204条3項※14の規定に基づき、事業管理者の給与（給料及び手当）及び旅費について必要な事項を定めます。
11	**常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例** 法38条4項※15の規定に基づき、企業職員の給与（給料及び手当）の種類及び基準を定めます。
12	**常滑市モーターボート競走事業職員の給与に関する規程** 「常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の規定に基づき、企業職員に対して支給する給与の額及び支給方法に関し必要な事項を定めます。
13	**常滑市モーターボート競走事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程** 企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めます。
14	**常滑市モーターボート競走事業職員の旅費に関する規程** 公務のために旅行する企業職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めます。
15	**常滑市モーターボート競走事業会計規程** 法施行規則2条※16の規定に基づき、会計事務の処理に関して必要な事項を定めます。
16	**常滑市モーターボート競走事業出納取扱金融機関等の公金取扱いに関する規程** 常滑市モーターボート競走事業の指定する金融機関が取り扱う公金の収納及び支払事務について必要な事項を定めます。
17	**常滑市モーターボート競走事業の契約に関する規程** 売買、賃貸、請負その他の契約について必要な事項を定めます。

表 6-5　制定が必要な例規（案）に関する法令

	法令・条項	条文（要約）
※1	法 4 条	地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。
※2	法 2 条 3 項	地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。
※3	法施行令 1 条 2 項	地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。
※4	法 7 条	地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第 2 条第 1 項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業（法施行令 8 条の 2 に掲げる一定規模未満の水道事業等）について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。
※5	法 33 条 2 項	地方公営企業の用に供する資産のうちその種類及び金額について政令（法施行令 26 条の 3）で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。
※6	法施行令 26 条の 3	法第 33 条第 2 項に規定する政令で定める基準は、資産の取得又は処分の種類については、別表第二の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表の下欄に定める金額を下らないこととする。
※7	法 34 条	地方自治法第 243 条の 2（職員の賠償責任）の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。
※8	法 40 条 2 項	法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号（議決要件）規定は、適用しない。
※9	法 40 条の 2	管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少なくとも 2 回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。
※10	法 13 条 1 項	管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者が当該地方公共団体の長の同意を得てあらかじめ指定する上席の職員がその職務を行う。
※11	法 15 条 1 項	管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（企業職員）は、管理者が任免する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。
※12	法 39 条 2 項	企業職員（政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）については、地方公務員法第 36 条の規定は、適用しない。政令とは「地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体の長が定める職の基準に関する政令（昭和 40 年 8 月 12 日　政令第 278 号）」。 表 5-8「企業職員と一般行政職員との労働関係・服務規定の比較（政治的行為）」参照
※13	地方公務員法 36 条	職員は、特定の政党その他の政治的団体等を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって政治的行為をしてはならない。
※14	地方自治法 204 条 3 項	給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
※15	法 38 条 4 項	企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。
※16	法施行規則 2 条	地方公営企業の管理者は、地方公営企業法第 10 条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。

(2) 廃止または改正が必要な例規（案）

「常滑市モーターボート競走事業の設置等に関する条例」の制定による**市長から管理者への権限移譲、競艇事業部の廃止、市長部局から独立した組織（競艇事業局）の設置**及び**公営企業会計方式の導入等**に伴い、廃止または改正が必要な例規（案）は表6-6のとおりです。改正が必要な例規に漏れがないように、関係課局との連携強化を図ります。

表 6-6　廃止または改正が必要な例規（案）

No.	廃止が必要な例規	発令	所管
1	常滑市営モーターボート競走条例	昭和60年9月30日条例第16号	競艇事業部
2	常滑市モーターボート競走事業特別会計設置に関する条例	昭和39年3月25日条例第7号	競艇事業部
No.	**改正が必要な例規**	**発令**	**所管**
1	常滑市モーターボート競走関係施設整備事業基金条例	昭和54年12月26日条例第20号	競艇事業部
2	常滑市モーターボート競走事業財政調整基金条例	平成26年3月26日条例第3号	競艇事業部
3	常滑市モーターボート競走の電話投票に関する規則	平成11年10月１日規則第11号	競艇事業部
4	常滑市モーターボート競走における事務の委託に関する規則	平成20年3月31日規則第18号	競艇事業部
5	常滑市モーターボート競走実施規則	平成20年３月31日規則第22号	競艇事業部
6	常滑市モーターボート競走場の施設使用に関する条例	昭和54年12月26日条例第21号	競艇事業部
7	常滑市モーターボート競走場の施設使用に関する規則	昭和54年12月26日規則第21号	競艇事業部
8	常滑市モーターボート競走場会員室の使用に関する規則	平成10年5月25日規則第44号	競艇事業部
9	常滑市モーターボート競走事業臨時従事員就業規則	昭和54年12月26日規則第22号	競艇事業部
10	常滑市モーターボート競走事業臨時従事員の給与に関する条例	平成25年3月26日条例第12号	競艇事業部
11	常滑市モーターボート競走事業臨時従事員の給与に関する規則	平成25年3月29日規則第19号	競艇事業部
12	常滑モーターボート競走場特別観覧席の使用に関する規則	平成23年3月29日規則第19号	競艇事業部
13	常滑市文書取扱規程	平成13年2月9日訓令第1号	総務課
14	常滑市公印規則	昭和45年3月25日規則第4号	総務課
15	常滑市予算決算会計規則	平成13年12月26日規則第20号	総務課
16	常滑市事務分掌条例	平成9年12月25日条例第41号	企画課
17	常滑市事務分掌規則	昭和44年2月１日規則第2号	企画課
18	常滑市事務決裁規程	昭和44年2月15日訓令第1号	企画課
19	常滑市職員定数条例	昭和36年6月30日条例第16号	職員課
20	常滑市職員の職名及び補職名を定める規則	昭和60年7月1日規則第15号	職員課
21	常滑市職員安全衛生管理規程	昭和62年9月30日訓令第１号	職員課
22	常滑市職員の特殊勤務手当に関する規則	昭和46年１月30日規則第１号	職員課
23	常滑市議会委員会条例	平成3年9月12日条例第16号	議事課
24	常滑市出納員等に関する規則	平成14年3月29日規則第5号	会計課
25	管理職員等の範囲を定める規則	昭和41年９月13日公平委員会規則第１号	公平委員会

第7章　法適用後の課題

法適用の実施は、厳しい事業環境の中でも、より効率的で機動的な事業運営を実施することで収益を確保し、結果的に常滑市の財政に貢献し、究極的には市民サービスの向上に資するという意図があります。

すなわち、公営企業会計を導入し、さらに組織基盤を強化することにより、モーターボート競走事業としてのベストな経営環境を整え、企業経営体としてのスタートラインに立つことができますが、それ自体が法適用の目的ではありません。

法適用後において、管理者を頂点とするモーターボート競走事業の組織が一丸となって、法適用のメリットを最大限活用することにより、法適用の効果を少しずつでも発揮してこそ、法適用を実施する価値があります。

常滑市の財政は、依然として厳しい状況が続いていますので、**モーターボート競走事業が、将来に渡って安定的な経営を行い、継続的に市の財政に寄与し続ける責務があります。**

しかし、モーターボート競走事業においては、「**売上が減少傾向にある中で、収益を絞り出す。**」という厳しい経営状況は、現在のみならず、今後も続くことが予想されています。

したがって、法適用後のモーターボート競走事業においては、「**法適用の効果を最大限享受し、収益確保に繋げていくこと**」が、新たな課題であり、達成しなければならない目標となります。

常滑市モーターボート競走事業
地方公営企業法適用基本方針
平 成 27 年 3 月 発 行

発行者 愛知県常滑市 競艇事業部 経営企画課
〒479-8501 愛知県常滑市新開町４丁目 111 番地
TEL 0569-35-5211 FAX 0569-35-5215
http://www.city.tokoname.aichi.jp
http://www.tokoname-kyotei.gr.jp
E-mail：kyoteikeiei@city.tokoname.lg.jp